

平成 2 1 年 度

税 務 概 要



千葉県印旛郡酒々井町

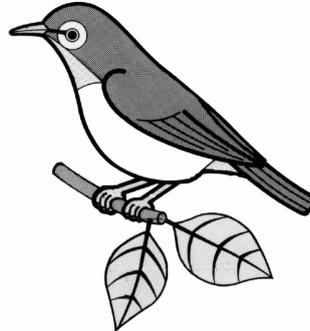
町 民 憲 章

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

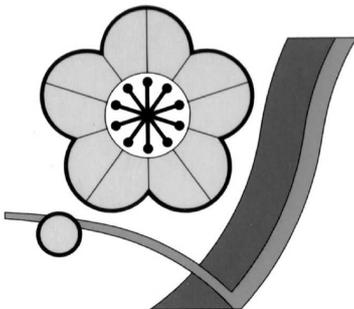
わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、歴史を大切にし、自然を愛して美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、若い力を育て、働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、きまりを守り、他人を尊び明るいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、老人を敬い、子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、笑顔で接し、心の通う住みよいまちをつくりましょう。

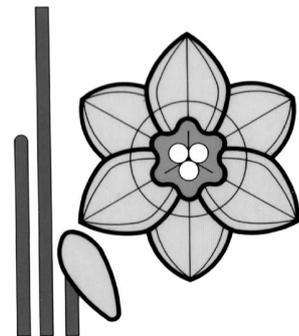
昭和 49 年 11 月 3 日制定



町の鳥「メジロ」
(平成 6 年制定)



町の木「梅」
(昭和 45 年制定)



町の花「水仙」
(平成元年制定)

目次

I 酒々井町の概説

1 町の沿革等	1
2 人口等の推移	2
3 歳入歳出決算及び町税負担額の推移（一般会計）	2
4 平成20年度一般会計歳入歳出決算	4
5 平成21年度一般会計当初予算	6
6 酒々井町行政組織図	8

II 町税等の概況

1 租税体系図	9
2 税務事務概要	10
3 税目別決算額の推移（一般会計）	12
4 平成20年度町税決算状況（一般会計）	14
5 町税税率の経緯	16

III 税目別概況

(1) 町民税

1 町民税のあらまし	27
2 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移	35
3 個人町民税所得者区分別課税額の推移	36
4 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移	37
5 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移	38
6 個人町民税の所得控除額の推移	39
7 平成21年度個人町民税の納税義務者等に関する調	40
8 個人町民税負担額の推移	41
9 平成21年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況	42
10 法人町民税調定額（現年課税分）の推移	43
11 平成20年度法人町民税月別調定額（現年課税分）	43
12 法人町民税決算期別法人数	44
13 法人の設立状況	44

(2) 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税のあらまし	45
2 都市計画税のあらまし	47
3 納税義務者数（現年課税分）の推移	50
4 土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移	50
5 調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移	51
6 土地の概要に関する調	52
7 宅地に関する調（法定免税点以上）	54

8	家屋の概要に関する調	55
9	家屋の増減状況の推移	56
10	都市計画税に関する調（法定免税点以上）	57
11	償却資産の価格等に関する調	58
12	国有資産等所在市町村交付金及び納付金の状況	59
13	固定資産基準地等価格一覧表	60

(3) 軽自動車税

1	軽自動車税のあらまし	61
2	軽自動車税に関する調（定期分）	62

(4) 町たばこ税

1	町たばこ税のあらまし	64
2	町たばこ税の推移	65

(5) 国民健康保険税

1	国民健康保険税のあらまし	66
2	国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移	67
3	国民健康保険税決算額の推移	69
4	平成20年度国民健康保険税の決算状況	69
5	国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移	71

IV 徴 収

1	町税口座振替状況調	72
2	町税口座振替納付状況調	72
3	督促状発送状況の推移	73
4	不納欠損額の推移	74
5	滞納繰越収納状況の推移	75
6	平成20年度還付金調	77
7	平成21年度納期一覧表	78

V そ の 他

1	税務証明書等の取扱件数	79
2	町税徴収経費の推移（一般会計）	80

I 酒々井町の概説

1. 町の沿革等

1. 位置

町は、千葉県北部、北総台地のほぼ中央部にあり、都心から約 50 km、成田国際空港から西に約 10 km に位置します。北東は国際空港と門前町の「成田市」や「富里市」と、南西は歴史と文化の城下町「佐倉市」や「八街市」と隣接し、また、北西では印旛沼を介して「印旛村」に接しており、極めて温暖な気候に恵まれています。

方位	東経	方位	北緯
極東	140度18分	極南	35度42分
極西	140度14分	極北	35度45分

2. 交通

(鉄道) JR 成田線酒々井駅、JR 総武本線南酒々井駅、京成電鉄京成酒々井駅・京成宗吾参道駅の3線4駅があり、都心や千葉市、成田国際空港等と結ばれています。

(道路) 国道 51 号・296 号や、主要地方道成東酒々井線・富里酒々井線・県道宗吾酒々井線があり、県東部、千葉市及び東京方面を結んでいます。

3. 沿革

町は、中世室町時代に下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城を築城し、以後約 100 年にわたり、政治、経済の中心として栄えました。その後、江戸時代には成田参詣の宿場町としてにぎわい、明治 22 年の町村制の施行で近隣 16 か町村が合併し、戸数 720 戸、人口 3,644 人の酒々井町が誕生しました。

以来、着実な歩みを続け、昭和 50 年代には、大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加により、それまでの農業中心の町から都市機能を備えた住宅都市へと変貌し、人口 2 万人を超える町へと発展しました。

平成 9 年度からスタートした「第 4 次総合計画」に基づき、21 世紀の酒々井町の未来をしっかりと見定めたまちづくりを進めています。

4. 土地利用

町は、東西 4.2 km、南北 6.2 km、面積 19.02 km²です。首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に、早くから計画的な土地利用を進めています。

5. 町名の由来 (酒の井の伝説)

年老いた父親とその孝行息子の話。ある日、酒が何よりの楽しみの父親に酒を買って帰るお金がなく、途方にくれて歩いていると酒の香りのする井戸を見つけるという、所謂「養老伝説」が町名の由来であり、今も酒の井戸のあったと言われる場所には「酒の井」の碑が残されています。また、町内には有名な酒蔵もあり、酒造りにも適した豊かで良質な水が町の自慢でもあります。

2. 人口等の推移

区 分		16		17	
		人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)
人 口	男	10,462	102.4	10,720	102.5
	女	10,480	101.8	10,648	101.6
	計	20,942	102.1	21,368	102.0
世 帯 数		8,147	103.6	8,448	103.7
一 世 帯 当 た り の 人 口		2.57	98.5	2.53	98.4
人 口 密 度 (k m ² 当 た り)		1,101.1	102.1	1,123.4	102.0

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

3. 歳入歳出決算及び町税負担額の推移(一般会計)

区 分		年度		16	17
一 般 会 計 (円)	歳 入			5,937,771,579	5,192,492,680
	歳 出			5,761,375,172	5,082,211,315
町 税 総 額 (円)				2,383,044,088	2,476,543,899
町税総額/歳入総額 (%)				40.1	47.7
町 税 負 担 額 (円)	一人当たり			113,793	115,900
	一世帯当たり			292,506	293,152
歳 出 額 (円)	一人当たり			275,111	237,842
	一世帯当たり			707,178	601,588

18		19		20		21	
人 数	前年比 (%)						
10,820	100.9	10,843	100.2	10,877	100.3	10,823	99.5
10,722	100.7	10,754	100.3	10,746	99.9	10,654	99.1
21,542	100.8	21,597	100.3	21,623	100.1	21,477	99.3
8,647	102.4	8,768	101.4	8,883	101.3	8,921	100.4
2.49	98.4	2.46	98.8	2.43	98.8	2.41	98.9
1,132.6	100.8	1,135.5	100.3	1,136.9	100.1	1,129.2	99.3

18	19	20	21
5,433,222,137	5,198,749,301	5,282,324,024	5,501,213,000
5,368,323,000	5,034,798,890	5,087,157,362	5,501,213,000
2,484,901,575	2,695,131,068	2,699,668,021	2,604,695,000
45.7	51.8	51.1	47.3
115,351	124,792	124,852	121,278
287,372	307,383	303,914	291,973
249,203	233,125	235,266	256,144
620,831	574,224	572,685	616,659

資料:歳入歳出決算書(平成21年度は当初予算)

4. 平成20年度一般会計歳入歳出決算

(単位：千円・%)

歳 入			歳 出		
款 別	決算額	構成比	款 別	決算額	構成比
町 税	2,699,668	51.1	議 会 費	111,022	2.2
地 方 譲 与 税	79,952	1.5	総 務 費	1,032,279	20.3
利 子 割 交 付 金	11,645	0.2	民 生 費	1,001,435	19.7
配 当 割 交 付 金	5,475	0.1	衛 生 費	442,587	8.7
株式等譲渡所得割交付金	1,835	0.0	農 林 水 産 業 費	105,196	2.1
地方消費税交付金	152,006	2.9	商 工 費	129,184	2.5
自動車取得税交付金	44,866	0.8	土 木 費	319,798	6.3
地方特例交付金	45,602	0.9	消 防 費	415,680	8.2
地 方 交 付 税	800,683	15.2	教 育 費	765,386	15.0
交通安全対策特別交付金	4,209	0.1	公 債 費	764,590	15.0
分担金及び負担金	68,726	1.3			
使用料及び手数料	49,300	0.9			
国 庫 支 出 金	359,146	6.8			
県 支 出 金	336,575	6.4			
財 産 収 入	6,162	0.1			
寄 附 金	3,745	0.1			
繰 入 金	165,357	3.1			
繰 越 金	78,654	1.5			
諸 収 入	126,918	2.4			
町 債	241,800	4.6			
歳 入 合 計	5,282,324	100.0	歳 出 合 計	5,087,157	100.0

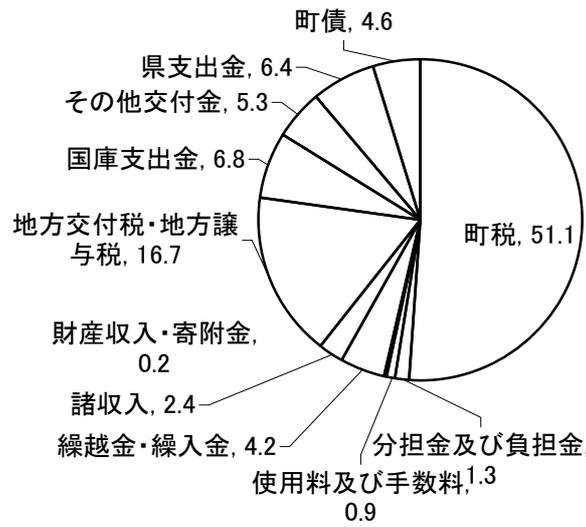
○ 町税の税目別歳入決算

(単位：千円・%)

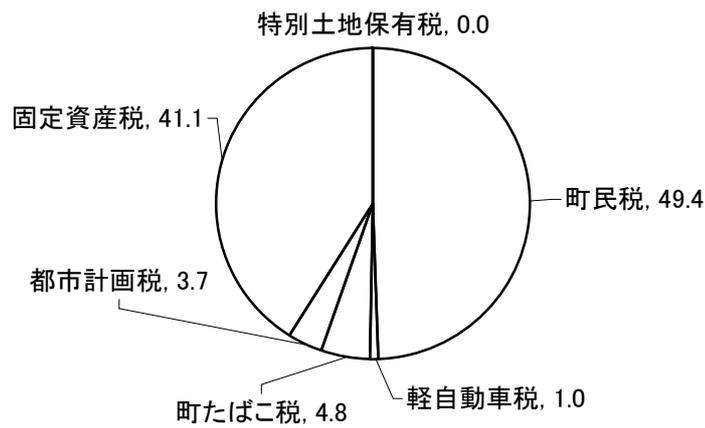
項 目	決算額	構成比	項 目	決算額	構成比
町 民 税	1,332,557	49.4	都 市 計 画 税	100,948	3.7
固 定 資 産 税	1,109,802	41.1	特 別 土 地 保 有 税	415	0.0
軽 自 動 車 税	25,485	1.0			
町 た ば こ 税	130,461	4.8	町 税 歳 入 合 計	2,699,668	100.0

図表（平成20年度一般会計歳入歳出決算額）

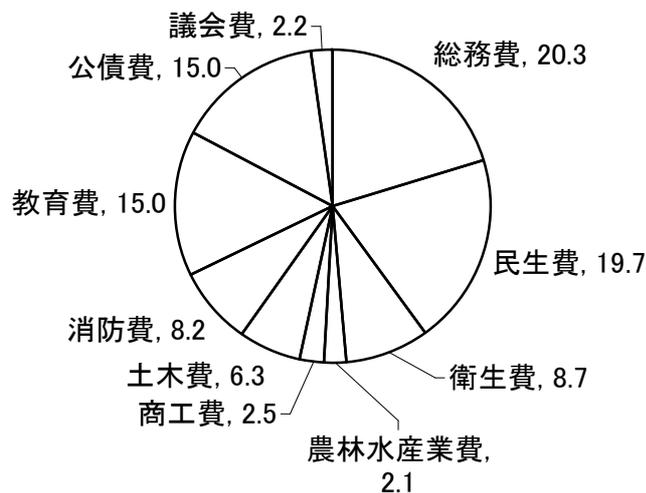
1. 歳入の構成比(%) (総額 5,282,324 千円) (自主財源 60.8% 依存財源 39.2%)



2. 町税の構成比(%) (総額 2,699,668 千円)



3. 歳出の構成比(%) (総額 5,087,157 千円)



5. 平成21年度一般会計当初予算

(単位：千円・%)

歳 入			歳 出		
款 別	予算額	構成比	款 別	予算額	構成比
町 税	2,604,695	47.3	議 会 費	107,482	2.0
地 方 譲 与 税	75,000	1.4	総 務 費	803,186	14.6
利 子 割 交 付 金	12,000	0.2	民 生 費	1,004,211	18.3
配 当 割 交 付 金	5,000	0.1	衛 生 費	481,385	8.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,000	0.1	農 林 水 産 業 費	99,592	1.8
地 方 消 費 税 交 付 金	165,000	3.0	商 工 費	93,203	1.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金	31,000	0.6	土 木 費	623,061	11.3
地 方 特 例 交 付 金	51,500	0.9	消 防 費	428,909	7.8
地 方 交 付 税	770,000	14.0	教 育 費	1,123,034	20.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,900	0.1	公 債 費	727,150	13.2
分 担 金 及 び 負 担 金	63,446	1.2	予 備 費	10,000	0.2
使 用 料 及 び 手 数 料	50,415	0.9			
国 庫 支 出 金	460,220	8.4			
県 支 出 金	426,312	7.7			
財 産 収 入	5,112	0.1			
寄 附 金	2	0.0			
繰 入 金	20,692	0.4			
繰 越 金	30,000	0.5			
諸 収 入	109,719	2.0			
町 債	612,200	11.1			
歳 入 合 計	5,501,213	100.0	歳 出 合 計	5,501,213	100.0

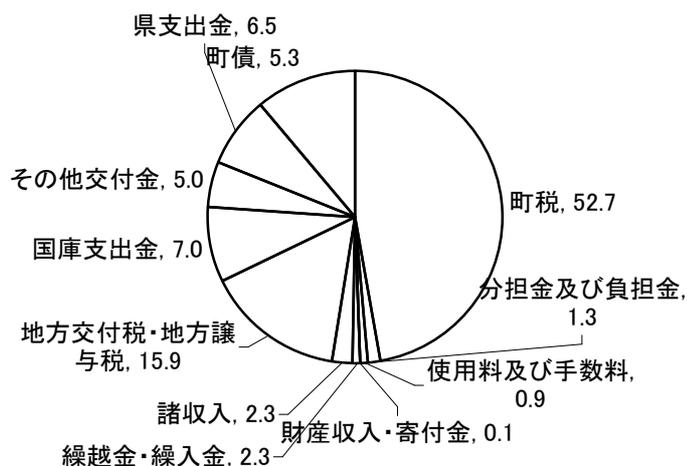
○ 町税の税目別歳入当初予算

(単位：千円・%)

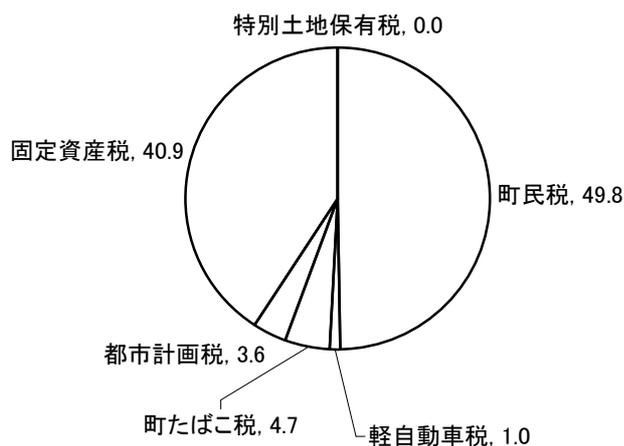
項 目	予算額	構成比	項 目	予算額	構成比
町 民 税	1,299,091	49.8	都 市 計 画 税	93,458	3.6
固 定 資 産 税	1,064,447	40.9	特 別 土 地 保 有 税	1	0.0
軽 自 動 車 税	26,445	1.0			
町 た ば こ 税	121,253	4.7	町 税 歳 入 合 計	2,604,695	100.0

図表（平成21年度一般会計歳入歳出当初予算額）

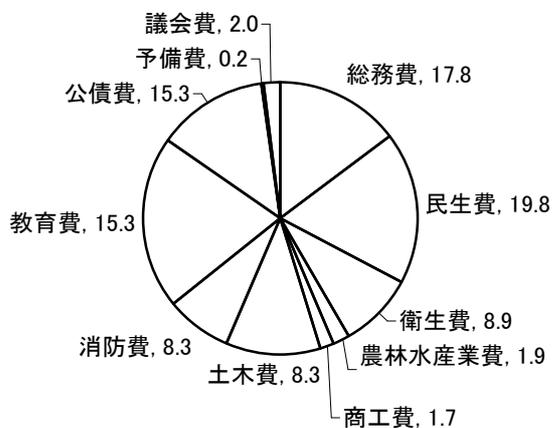
1. 歳入の構成比(%) (総額 5,501,213 千円) (自主財源 59.8% 依存財源 40.2%)



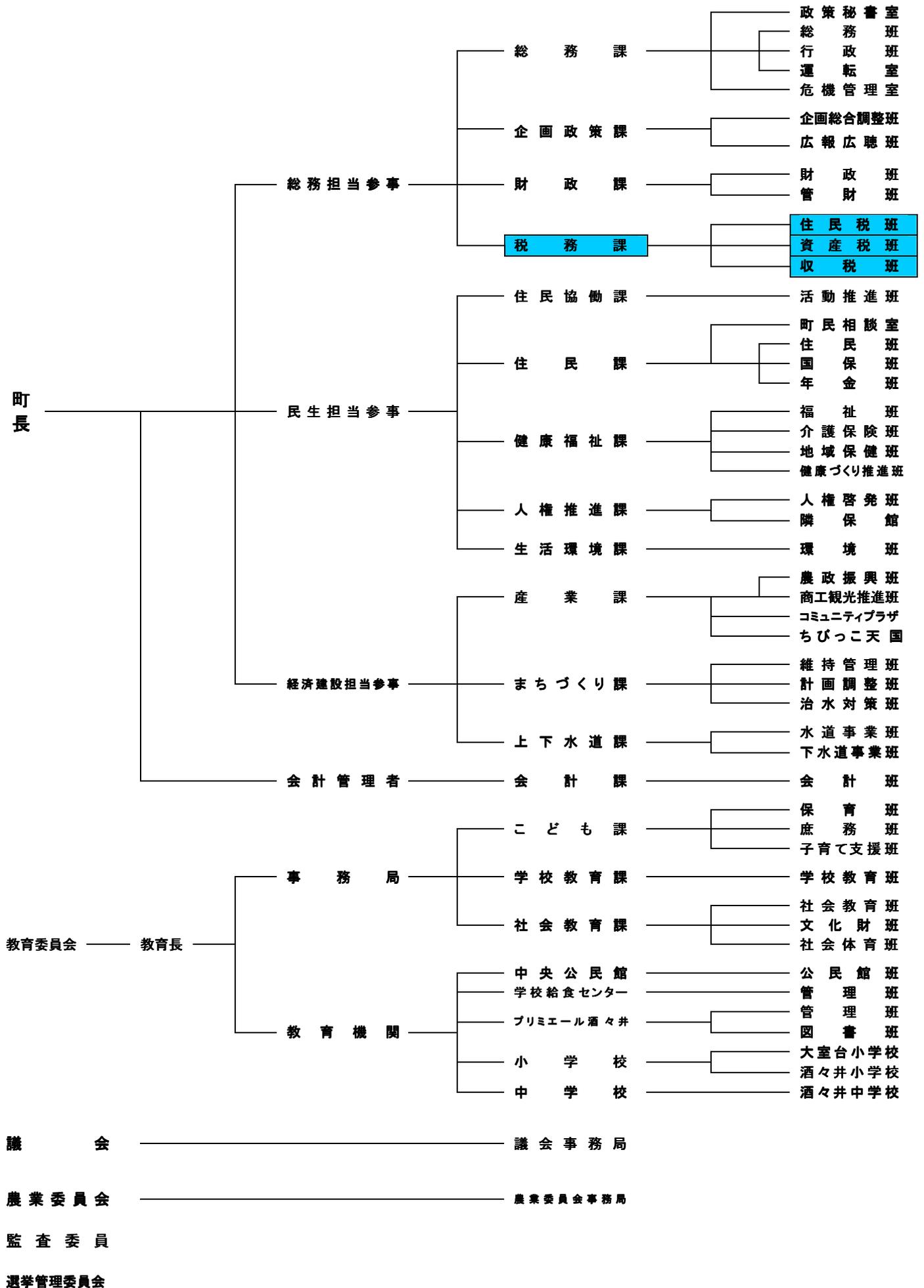
2. 町税の構成比(%) (総額 2,604,695 千円)



3. 歳出の構成比(%) (総額 5,501,213 千円)



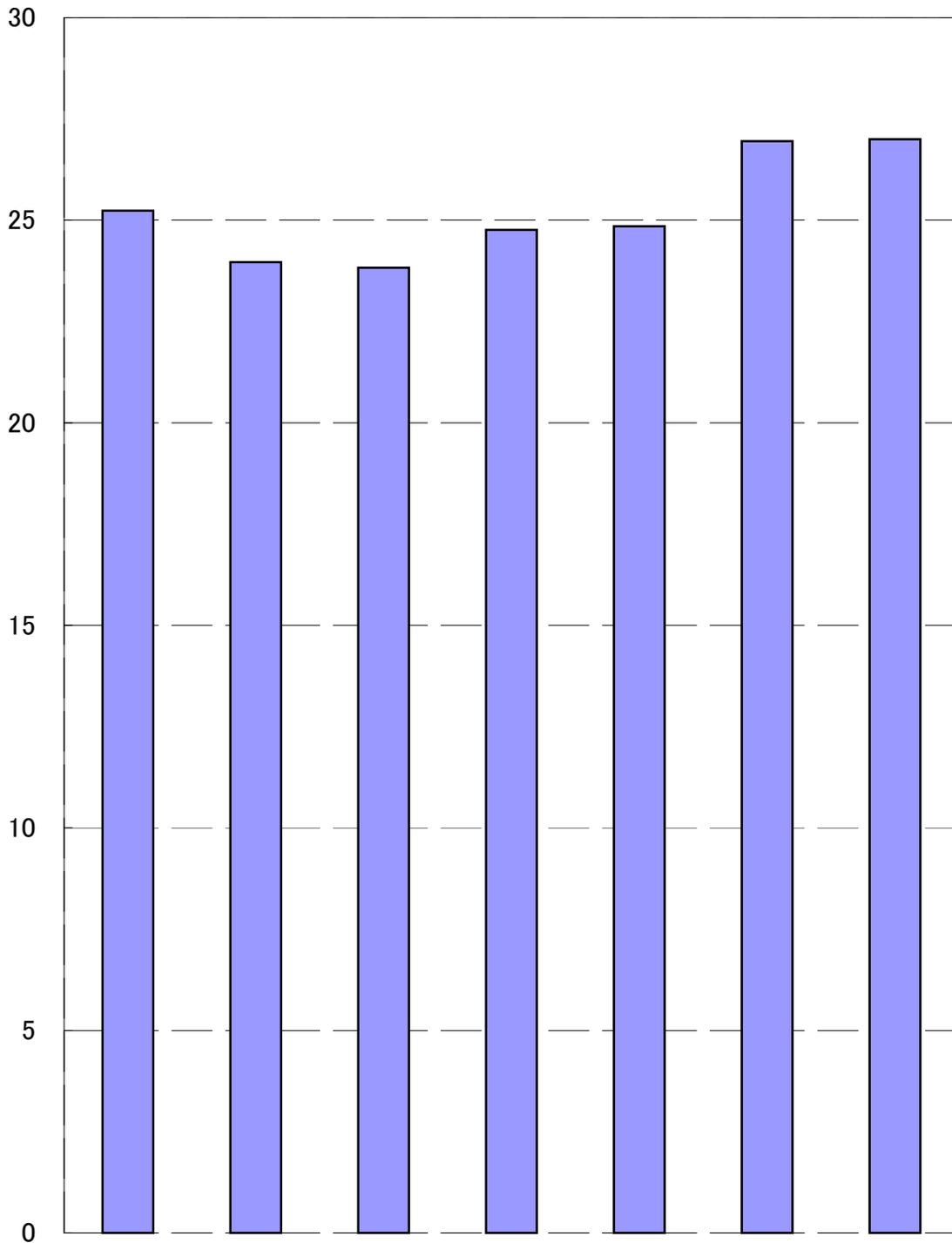
酒々井町行政組織図



Ⅱ 町税等の概況

(一般会計町税総額の推移)

単位：億円



	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
決算額	2,523,680	2,396,598	2,383,044	2,476,544	2,484,901	2,695,131	2,699,668

(単位：千円)

2. 税務事務概要

平成21年9月1日現在

税関係の委員会等

1. 酒々井町固定資産評価審査委員会（定数3名）

職名	氏名	住所	任期
委員長	齋藤 照一	下岩橋99	平成20年12月22日～平成23年12月21日
職務代理者	鶴岡 嘉廣	酒々井1692	平成20年12月22日～平成23年12月21日
委員	星野 建一郎	中央台3-3-1 6-302	平成20年12月22日～平成23年12月21日

税務課事務分掌

住民税班	1. 町民税の申告及び賦課に関する事
	2. 軽自動車税の賦課に関する事
	3. 町たばこ税の賦課に関する事
	4. 国民健康保険税の賦課に関する事
	5. 国税及び県税に関する事
	6. 法人町民税に関する事
資産税班	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事
	2. 固定資産の実地調査及び評価に関する事
	3. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事
	4. 公簿の閲覧及び固定資産の証明に関する事
収税班	1. 町税の徴収に関する事
	2. 納税督促・催告に関する事
	3. 滞納処分に関する事
	4. 納税口座振替に関する事
	5. 収納委託及び受託に関する事
	6. 納税思想の普及に関する事
	7. 納税の証明に関する事
	8. 固定資産評価審査委員会に関する事
	9. 高額・困難案件の滞納整理に関する事
	10. 千葉県滞納整理推進機構に関する事

■ 職員数等 (各年度4月1日現在)

年度	係・班名	職 名								計
		課 長	補 佐	主 査	係 長	副主査	主 任	主 事	主事補	
17		課 長	副主幹	主 査	係 長	副主査	主 任	主 事	主事補	計
		1								1
	住民税係			1	1		1	2		5
	資産税係		1	1	1		1	1		5
	収 税 係				1		1	3		5
	計	1	1	2	3	0	3	6	0	16
18		課 長	副主幹	主 査	係 長	副主査	主 任	主 事	主事補	計
		1								1
	住民税係			1	1	1	1	1		5
	資産税係		1		1	1	1	1		5
	収 税 係			1	1	2		1		5
	計	1	1	2	3	4	2	3	0	16
19		課 長 (室長)	主 幹	副主幹	主査	副主査	主 任	主 事	主事補	計
		1								1
	住民税班			1	1	1	1	1		5
	資産税班		1	1			2	1		5
	収 税 班			1		1		1		3
	特別徴収室	1		1						2
計	2	1	4	1	2	3	3	0	16	
20		課 長 (室長)	主 幹	副主幹	主査	副主査	主 任	主 事	主事補	計
		1								1
	住民税班			1	1	1	3			6
	資産税班			1		1	1	1		4
	収 税 班			1		1	1			3
	特別徴収室	1		1						2
計	2	0	4	1	3	5	1	0	16	
21		課 長	主 幹	副主幹	主査	副主査	主 任	主 事	主事補	計
		1								1
	住民税班			1	1	1	3			6
	資産税班			1		2		1		4
	収 税 班			2		1		1		4
	計	1	0	4	1	4	3	2	0	15

(平成18・19年度は7月1日現在)

3. 税目別決算額の推移(一般会計)

税目等		年度 区分	16				17			
			調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比
町 民 税	個人	現	899,837	884,943	98.3	96.5	957,416	942,040	98.4	106.5
		滞	77,464	8,149	10.5	79.6	72,919	8,616	11.8	105.7
		計	977,301	893,092	91.4	96.3	1,030,335	950,656	92.3	106.4
	法人	現	74,751	73,757	98.7	87.0	126,757	124,834	98.5	169.3
		滞	3,178	430	13.5	170.0	3,261	360	11.0	83.7
		計	77,929	74,187	95.2	87.3	130,018	125,194	96.3	168.8
計		1,055,230	967,279	91.7	95.6	1,160,353	1,075,850	92.7	111.2	
固定資産税	固定資産税	現	1,154,152	1,129,097	97.8	101.6	1,143,279	1,120,753	98.0	99.3
		滞	99,642	15,126	15.2	95.6	96,796	13,536	14.0	89.5
		計	1,253,794	1,144,223	91.3	101.5	1,240,075	1,134,289	91.5	99.1
	交・納付金	現	7,016	7,016	100.0	93.1	7,049	7,049	100.0	100.5
	計		1,260,810	1,151,239	91.3	101.5	1,247,124	1,141,338	91.5	99.1
軽自動車税	現	20,219	19,499	96.4	105.0	21,684	20,838	96.1	106.9	
	滞	2,040	387	19.0	72.3	2,172	375	17.3	96.9	
	計	22,259	19,886	89.3	104.1	23,856	21,213	88.9	106.7	
町たばこ税	現	140,024	140,024	100.0	109.0	133,610	133,610	100.0	95.4	
特別土地保有税	現	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	滞	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	計	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
都市計画税	現	105,509	103,218	97.8	102.2	105,375	103,298	98.0	100.1	
	滞	9,176	1,398	15.2	95.1	8,884	1,235	13.9	88.3	
	計	114,685	104,616	91.2	102.1	114,259	104,533	91.5	99.9	
合 計	現年課税分	2,401,508	2,357,553	98.2	99.5	2,495,170	2,452,422	98.3	104.0	
	滞納繰越分	191,500	25,491	13.3	90.0	184,032	24,122	13.1	94.6	
	計	2,593,008	2,383,044	91.9	99.4	2,679,202	2,476,544	92.4	103.9	

(単位：千円・%)

18				19				20			
調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比
1,009,790	989,210	98.0	105.0	1,253,701	1,222,011	97.5	123.5	1,244,128	1,202,218	96.6	98.4
66,491	9,311	14.0	108.1	67,953	10,344	15.2	111.1	81,042	14,318	17.7	138.4
1,076,281	998,521	92.8	105.0	1,321,654	1,232,355	93.2	123.4	1,325,170	1,216,536	91.8	98.7
128,615	127,735	99.3	102.3	113,642	112,785	99.2	88.3	116,764	115,363	98.8	102.3
4,313	1,478	34.3	410.6	3,347	1,206	36.0	81.6	2,769	658	23.8	54.6
132,928	129,213	97.2	103.2	116,989	113,991	97.4	88.2	119,533	116,021	97.1	101.8
1,209,209	1,127,734	93.3	104.8	1,438,643	1,346,346	93.6	119.4	1,444,703	1,332,557	92.2	99.0
1,078,256	1,058,115	98.1	94.4	1,089,858	1,067,692	98.0	100.9	1,103,842	1,081,154	97.9	101.3
98,051	12,773	13.0	94.4	98,304	12,820	13.0	100.4	96,517	23,268	24.1	181.5
1,176,307	1,070,888	91.0	94.4	1,188,162	1,080,512	90.9	100.9	1,200,359	1,104,422	92.0	102.2
6,669	6,669	100.0	94.6	5,479	5,479	100.0	82.2	5,380	5,380	100.0	98.2
1,182,976	1,077,557	91.1	94.4	1,193,641	1,085,991	91.0	100.8	1,205,739	1,109,802	92.0	102.2
23,179	22,143	95.5	106.3	24,729	23,565	95.3	106.4	26,283	24,933	94.9	105.8
2,339	513	21.9	136.8	2,558	563	22.0	109.7	2,880	552	19.2	98.0
25,518	22,656	88.8	106.8	27,287	24,128	88.4	106.5	29,163	25,485	87.4	105.6
139,959	139,959	100.0	104.8	139,643	139,643	100.0	99.8	130,461	130,461	100.0	93.4
20,181	20,181	100.0	皆増	0	0	0.0	皆減	415	415	100.0	皆増
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
20,181	20,181	0.0	皆増	20,181	0	100.0	皆減	415	415	100.0	皆増
97,844	96,016	98.1	93.0	99,881	97,850	98.0	101.9	100,892	98,818	97.9	101.0
8,993	798	8.9	64.6	8,987	1,173	13.1	147.0	8,818	2,130	24.2	181.6
106,837	96,814	90.6	92.6	108,868	99,023	91.0	102.3	109,710	100,948	92.0	101.9
2,504,493	2,460,028	98.2	100.3	2,726,933	2,669,025	97.9	108.5	2,728,166	2,658,742	97.5	99.6
180,187	24,873	13.8	103.1	181,149	26,106	14.4	105.0	192,025	40,926	21.3	156.8
2,684,680	2,484,901	92.6	100.3	2,908,082	2,695,131	92.7	108.5	2,920,191	2,699,668	92.4	100.2

資料：平成16年度～平成20年度決算統計書

4. 平成20年度町税決算状況(一般会計)

税 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
1 町 民 税	1,311,417,000	1,444,702,581	1,332,557,008
(個人) 現年課税分	1,198,566,000	1,244,128,448	1,202,217,687
滞納繰越分	9,395,000	81,041,514	14,318,020
計	1,207,961,000	1,325,169,962	1,216,535,707
(法人) 現年課税分	102,787,000	116,764,100	115,362,700
滞納繰越分	669,000	2,768,519	658,601
計	103,456,000	119,532,619	116,021,301
2 固 定 資 産 税	1,087,176,000	1,205,738,583	1,109,801,563
現年課税分	1,070,201,000	1,103,842,200	1,081,153,365
滞納繰越分	11,595,000	96,516,383	23,268,198
計	1,081,796,000	1,200,358,583	1,104,421,563
交付金及び納付金	5,380,000	5,380,000	5,380,000
3 軽 自 動 車 税	24,864,000	29,163,300	25,484,900
現年課税分	24,353,000	26,283,400	24,933,400
滞納繰越分	511,000	2,879,900	551,500
4 町 た ば こ 税	136,089,000	130,461,342	130,461,342
5 特 別 土 地 保 有 税	1,000	415,330	415,330
現年課税分	1,000	415,330	415,330
滞納繰越分	0	0	0
6 都 市 計 画 税	98,800,000	109,709,790	100,947,878
現年課税分	98,112,000	100,891,400	98,817,635
滞納繰越分	768,000	8,818,390	2,130,243
現年課税分合計	2,635,489,000	2,728,166,220	2,658,741,459
滞納繰越分合計	22,938,000	192,024,706	40,926,562
合 計	2,658,427,000	2,920,190,926	2,699,668,021

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成19年度 収 納 率	平成18年度 収 納 率
7,434,542	104,711,031	92.24	93.58	93.26
0	41,910,761	96.63	97.47	97.96
7,204,442	59,519,052	17.67	15.22	14.00
7,204,442	101,429,813	91.80	93.24	92.78
0	1,401,400	98.80	99.25	99.32
230,100	1,879,818	23.79	36.03	34.26
230,100	3,281,218	97.06	97.44	97.21
11,058,544	84,878,476	92.04	90.98	91.09
0	22,688,835	97.94	97.96	98.13
11,058,544	62,189,641	24.11	13.04	13.03
11,058,544	84,878,476	92.01	90.93	91.04
0	0	100.00	100.00	100.00
259,400	3,419,000	87.39	88.42	88.78
0	1,350,000	94.86	95.29	95.53
259,400	2,069,000	19.15	22.02	21.93
0	0	100.00	100.00	100.00
0	0	100.00	100.00	100.00
0	0	100.00	100.00	100.00
0	0	0.00	0.00	0.00
1,016,119	7,745,793	92.01	90.96	90.62
0	2,073,765	97.94	97.97	98.13
1,016,119	5,672,028	24.16	13.06	8.88
0	69,424,761	97.46	97.88	98.22
19,768,605	131,329,539	21.31	14.41	13.80
19,768,605	200,754,300	92.45	92.68	92.56

5. 町税税率の経緯

区分	年度	56	57	58																
町 民 税	個 人 所 得 割	町民税 1,000円 県民税 500円																		
		課税標準額																		
		税率(%) 速算控除(円)																		
		30万円以下の金額 2 0																		
		30万円を超え45万円以下の金額 3 3,000																		
		45万円を超え70万円以下の金額 4 7,500																		
		70万円を超え100万円以下の金額 5 14,500																		
		100万円を超え130万円以下の金額 6 24,500																		
		130万円を超え230万円以下の金額 7 37,500																		
		230万円を超え370万円以下の金額 8 60,500																		
370万円を超え570万円以下の金額 9 97,500																				
570万円を超え950万円以下の金額 10 154,500																				
950万円を超え1,900万円以下の金額 11 249,500																				
1,900万円を超え2,900万円以下の金額 12 439,500																				
2,900万円を超え4,900万円以下の金額 13 729,500																				
4,900万円を超える金額 14 1,219,500																				
県民税																				
150万円以下の金額 2 0																				
150万円を超える金額 4 30,000																				
税 人	法 人 均 等 割	資本金の金額 従業者数 税率																		
		1,000万円以下 8,000円																		
		1,000万円を超え1億円以下の金額 24,000円																		
		1億円を超え10億円以下の金額																		
		100人以下 24,000円																		
		100人超 80,000円																		
		10億円を超え50億円以下の金額																		
		100人以下 80,000円																		
		100人超 400,000円																		
		50億円を超える金額																		
100人以下 80,000円																				
100人超 800,000円																				
資本金の金額 従業者数 税率																				
1,000万円以下 50人以下 16,000円																				
50人超 48,000円																				
1,000万円を超え1億円以下の金額																				
50人以下 48,000円																				
50人超 60,000円																				
1億円を超え10億円以下の金額																				
50人以下 60,000円																				
50人超 160,000円																				
10億円を超え50億円以下の金額																				
50人以下 160,000円																				
50人超 700,000円																				
50億円を超える金額																				
50人以下 160,000円																				
50人超 1,200,000円																				
法人税割 12.1% 昭和55年8月以降 12.3%																				
固定資産税		1.4% 免税点 { 土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円																		
軽自動車		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">原動機付自転車</td> <td style="width: 50%;">軽自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 700円</td> <td>二輪 2,200円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,100円</td> <td>三輪 2,850円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,450円</td> <td>四輪</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>貨物 営業用 2,900円</td> </tr> <tr> <td>農耕用 1,450円</td> <td> 家用 3,650円</td> </tr> <tr> <td>その他 4,300円</td> <td>乗用 営業用 5,200円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 3,650円</td> <td> 家用 6,500円</td> </tr> </table>			原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 700円	二輪 2,200円	90cc以下 1,100円	三輪 2,850円	125cc以下 1,450円	四輪	小型特殊自動車	貨物 営業用 2,900円	農耕用 1,450円	家用 3,650円	その他 4,300円	乗用 営業用 5,200円	二輪の小型自動車 3,650円	家用 6,500円
原動機付自転車	軽自動車																			
50cc以下 700円	二輪 2,200円																			
90cc以下 1,100円	三輪 2,850円																			
125cc以下 1,450円	四輪																			
小型特殊自動車	貨物 営業用 2,900円																			
農耕用 1,450円	家用 3,650円																			
その他 4,300円	乗用 営業用 5,200円																			
二輪の小型自動車 3,650円	家用 6,500円																			
町たばこ消費税		18.1%																		
電気税		5% (2,400円) 昭和55年6月以降 5% (3,600円)																		
ガス税		2% (7,000円) 昭和55年6月以降 2% (10,000円) 昭和57年6月以降 2% (12,000円)																		
木材取引税		2%																		
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)																		
都市計画税		0.2%																		
国民健康 保険税	所得割	4.05%	5.04%	6.23%																
	資産割	29%	34%	37%																
	均等割	5,000円	5,700円	6,000円																
	平等割	8,000円	9,300円	10,000円																
課税限度額		240,000円																		

(注意) 固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税の()内は免税点を示す。

59	60
----	----

町民税 1,500円 県民税 700円

課税標準額		税率(%)	速算控除(円)
町 民 税	20万円以下の金額	2.5	0
	20万円を超え45万円以下の金額	3	1,000
	45万円を超え70万円以下の金額	4	5,500
	70万円を超え95万円以下の金額	5	12,500
	95万円を超え120万円以下の金額	6	22,000
	120万円を超え220万円以下の金額	7	34,000
	220万円を超え370万円以下の金額	8	56,000
	370万円を超え570万円以下の金額	9	93,000
	570万円を超え950万円以下の金額	10	150,000
	950万円を超え1,900万円以下の金額	11	245,000
	1,900万円を超え2,900万円以下の金額	12	435,000
	2,900万円を超え4,900万円以下の金額	13	725,000
	4,900万円を超える金額	14	1,215,000
	県 民 税	150万円以下の金額	2
150万円を超える金額		4	30,000

昭和59年4月1日
以降に終了する
事業年度から適用

資本金の金額	従業者数	税率
1,000万円以下	50人以下	40,000円
	50人超	120,000円
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	120,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	150,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	400,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える金 額	50人以下	400,000円
	50人超	3,000,000円

原動機付自転車	軽自動車	原動機付自転車	軽自動車
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円
90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円
125cc以下 1,600円	四輪	125cc以下 1,600円	四輪
小型特殊自動車	貨物 営業用 3,000円	ミニカー	貨物 営業用 3,000円
農耕用 1,600円	自家用 4,000円	50cc以下 2,500円	自家用 4,000円
その他 4,700円	乗用 営業用 5,500円	小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円
二輪の小型自動車 4,000円	自家用 7,200円	農耕用 1,600円	自家用 7,200円
		その他 4,700円	
		二輪の小型自動車 4,000円	

従価割 14.3%
従量割 千本につき350円

5.03%
34%
6,600円
11,400円
350,000円

区分		年度	61	62	
町 民 税	個人 所得割	均等割	町民税 1,500円 県民税 700円		
		町民税	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)
			20万円以下の金額	2.5	0
			20万円を超え45万円以下の金額	3	1,000
			45万円を超え70万円以下の金額	4	5,500
			70万円を超え95万円以下の金額	5	12,500
			95万円を超え120万円以下の金額	6	22,000
			120万円を超え220万円以下の金額	7	34,000
			220万円を超え370万円以下の金額	8	56,000
			370万円を超え570万円以下の金額	9	93,000
	570万円を超え950万円以下の金額	10	150,000		
	950万円を超え1,900万円以下の金額	11	245,000		
	1,900万円を超え2,900万円以下の金額	12	435,000		
	2,900万円を超え4,900万円以下の金額	13	725,000		
	4,900万円を超える金額	14	1,215,000		
	県民税	150万円以下の金額	2	0	
		150万円を超える金額	4	30,000	
税 人	法人 均等割	均等割	資本金の金額	従業者数	税率
			1,000万円以下	50人以下	40,000円
				50人超	120,000円
			1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	120,000円
				50人超	150,000円
			1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	150,000円
				50人超	400,000円
			10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	400,000円
				50人超	1,750,000円
			50億円を超える金額	50人以下	400,000円
		50人超	3,000,000円		
	法人税割	12.3%			
固定資産税	1.4%	免税点	土地 150,000円	家屋 80,000円	
			償却資産 1,000,000円		
軽自動車	原動機付自転車	軽自動車	二輪	2,400円	
	50cc以下1,000円		三輪	3,100円	
	90cc以下1,200円		四輪		
	125cc以下1,600円	ミニカー	貨物	営業用3,000円	
	50cc以下2,500円		自家用	4,000円	
	小型特殊自動車	乗用	営業用	5,500円	
	農耕用 1,600円		自家用	7,200円	
	その他 4,700円				
	二輪の小型自動車 4,000円				
町たばこ消費税	従価割 14.3%	従量割	千本につき640円		
電気税					
ガス税					
木材取引税			税目廃止		
特別土地保有税	保有分 1.4% (5,000㎡以上)	取得分 3% (5,000㎡以上)			
都市計画税	0.2%				
国民健康 保険税	所得割	5.7%	5.7%		
	資産割	34%	34%		
	均等割	8,000円	8,000円		
	平等割	14,000円	14,000円		
	課税限度額	370,000円	390,000円		

63	元	2
----	---	---

	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)
町	60万円以下の金額	3	0
	60万円を超え130万円以下の金額	5	12,000
	130万円を超え260万円以下の金額	7	38,000
	260万円を超え460万円以下の金額	8	64,000
	460万円を超え950万円以下の金額	10	156,000
	950万円を超え1,900万円以下の金額	11	251,000
市民税	1,900万円を超える金額	12	441,000
	150万円以下の金額	2	0
	150万円を超え260万円以下の金額	3	13,000
県民税	260万円を超える金額	4	39,000

	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)
町民税	120万円以下の金額	3	0
	120万円を超え500万円以下の金額	8	60,000
	500万円を超える金額	11	210,000
県民税	500万円以下の金額	2	0
	500万円を超える金額	4	100,000

	従量税 千本につき1,997円 元年度よりたばこ消費税から (旧3級品千本につき948円) たばこ税に変更
	税目廃止
	税目廃止

6.08%	6.48%
34%	34%
8,500円	8,500円
14,500円	14,500円
400,000円	420,000円

区分		年度	3	4	5	6	
町	個人	均等割	町民税 1,500円 県民税 700円				
		所得割	課税標準額		税率(%)	速算控除(円)	
			町民税	160万円以下の金額	3	0	
				160万円を超え550万円以下の金額	8	80,000	
	550万円を超える金額		11	245,000			
	県民税	550万円以下の金額	2	0			
		550万円を超える金額	4	110,000			
税	法人	均等割	資本金の金額		従業者数	税率	
			1,000万円以下		50人以下	40,000円	
					50人超	120,000円	
			1,000万円を超え		50人以下	120,000円	
1億円以下の金額		50人超	150,000円				
1億円を超え10億		50人以下	150,000円				
円以下の金額		50人超	400,000円				
10億円を超え50億		50人以下	400,000円				
円以下の金額		50人超	1,750,000円				
50億円を超える金		50人以下	400,000円				
額		50人超	3,000,000円				
	法人税割		12.3%				
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円			
軽自動車		原動機付自転車 軽自動車 50cc以下1,000円 二輪 2,400円 90cc以下1,200円 三輪 3,100円 125cc以下1,600円 四輪 ミニカー 貨物 営業用3,000円 50cc以下2,500円 自家用4,000円 小型特殊自動車 乗用 営業用5,500円 農耕用 1,600円 自家用7,200円 その他 4,700円 二輪の小型自動車4,000円					
町たばこ税		従量税 千本につき1,997円 (旧3級品千本につき948円)					
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)					
都市計画税		0.2%					
国民健康 保険税	所得割	6.6%	7.0%	7.0%			
	資産割	34%	34%	34%			
	均等割	9,000円	10,000円	10,000円			
	平等割	15,000円	16,000円	16,000円			
課税限度額		440,000円	460,000円	500,000円			

7	8	9
町民税 2,000円		県民税 1,000円

	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)
町民税	200万円以下の金額	3	0
	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000
	700万円を超える金額	11	310,000
県民税	700万円以下の金額	2	0
	700万円を超える金額	4	140,000

	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)
町民税	200万円以下の金額	3	0
	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000
	700万円を超える金額	12	380,000
県民税	700万円以下の金額	2	0
	700万円を超える金額	3	70,000

平成6年4月1日
以降に終了する
事業年度から適用

資本金の金額	従業者数	税率
1,000万円以下	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超える金額	50人以下	410,000円
10億円を超え50億 円以下の金額	50人超	1,750,000円
	50人超	3,000,000円

従量税 千本につき2,434円
(旧3級品千本につき1,155円)

6.2%	6.5%
34%	34%
10,000円	15,000円
16,000円	20,000円
500,000円	520,000円

区分		年度	10	11																																																																																																																																																																																																										
町	個人	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円																																																																																																																																																																																																											
		所得割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>200万円以下の金額</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え700万円以下の金額</td> <td>8</td> <td>100,000</td> <td>200万円を超え700万円以下の金額</td> <td>8</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>12</td> <td>380,000</td> <td>700万円を超える金額</td> <td>10</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td>町民税</td> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>町民税</td> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>県民税</td> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>法人</td> <td>均等割</td> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>法人</td> <td>法人税割</td> <td colspan="2">12.3%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定資産税</td> <td>1.4%</td> <td colspan="2"> 免税点 { <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽自動車</td> <td colspan="3"> <table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>貨物 営業用 3,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 2,500円</td> <td>自家用 4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>乗用 営業用 5,500円</td> </tr> <tr> <td>農耕用 1,600円</td> <td>自家用 7,200円</td> </tr> <tr> <td>その他 4,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">町たばこ税</td> <td>従量税 千本につき 2,434円 (旧3級品千本につき 1,155円)</td> <td colspan="2">従量税 千本につき 2,668円 (旧3級品千本につき 1,266円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別土地保有税</td> <td colspan="3">保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">都市計画税</td> <td colspan="3">0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">国民健康保険税</td> <td>所得割</td> <td colspan="3">7.0%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td colspan="3">35%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td colspan="3">15,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td colspan="3">20,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">課税限度額</td> <td colspan="3">530,000円</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	200万円以下の金額	3	0	200万円以下の金額	3	0	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000	700万円を超える金額	12	380,000	700万円を超える金額	10	240,000	町民税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000	町民税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000	県民税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000	町	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	町	法人	法人税割	12.3%		固定資産税		1.4%	免税点 { <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円	軽自動車		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>貨物 営業用 3,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 2,500円</td> <td>自家用 4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>乗用 営業用 5,500円</td> </tr> <tr> <td>農耕用 1,600円</td> <td>自家用 7,200円</td> </tr> <tr> <td>その他 4,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> <td></td> </tr> </table>			原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	125cc以下 1,600円	四輪	ミニカー	貨物 営業用 3,000円	50cc以下 2,500円	自家用 4,000円	小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円	農耕用 1,600円	自家用 7,200円	その他 4,700円		二輪の小型自動車 4,000円		町たばこ税		従量税 千本につき 2,434円 (旧3級品千本につき 1,155円)	従量税 千本につき 2,668円 (旧3級品千本につき 1,266円)		特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)			都市計画税		0.2%			国民健康保険税	所得割	7.0%			資産割	35%			均等割	15,000円			平等割	20,000円			課税限度額		530,000円		
			課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																																																																																																																																																																																																						
			200万円以下の金額	3	0	200万円以下の金額	3	0																																																																																																																																																																																																						
200万円を超え700万円以下の金額	8		100,000	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000																																																																																																																																																																																																								
700万円を超える金額	12	380,000	700万円を超える金額	10	240,000																																																																																																																																																																																																									
町民税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000																																																																																																																																																																																								
課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																																																																																																																																																																																																												
700万円以下の金額	2	0																																																																																																																																																																																																												
700万円を超える金額	3	70,000																																																																																																																																																																																																												
課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																																																																																																																																																																																																												
700万円以下の金額	2	0																																																																																																																																																																																																												
700万円を超える金額	3	70,000																																																																																																																																																																																																												
町民税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000																																																																																																																																																																																								
課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																																																																																																																																																																																																												
700万円以下の金額	2	0																																																																																																																																																																																																												
700万円を超える金額	3	70,000																																																																																																																																																																																																												
課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																																																																																																																																																																																																												
700万円以下の金額	2	0																																																																																																																																																																																																												
700万円を超える金額	3	70,000																																																																																																																																																																																																												
県民税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000																																																																																																																																																																																								
課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																																																																																																																																																																																																												
700万円以下の金額	2	0																																																																																																																																																																																																												
700万円を超える金額	3	70,000																																																																																																																																																																																																												
課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																																																																																																																																																																																																												
700万円以下の金額	2	0																																																																																																																																																																																																												
700万円を超える金額	3	70,000																																																																																																																																																																																																												
町	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																																																																																																																																																																																
資本金の金額	従業者数	税率																																																																																																																																																																																																												
1,000万円以下	50人以下	50,000円																																																																																																																																																																																																												
	50人超	120,000円																																																																																																																																																																																																												
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																																																																																																																																																																																																												
	50人超	150,000円																																																																																																																																																																																																												
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																																																																																																																																																																																																												
	50人超	400,000円																																																																																																																																																																																																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																																																																																																																																																																																																												
	50人超	1,750,000円																																																																																																																																																																																																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																																																																																																																																																																																																												
	町	法人	法人税割	12.3%																																																																																																																																																																																																										
固定資産税		1.4%	免税点 { <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																																																																																																																																																																																																				
土地	300,000円																																																																																																																																																																																																													
家屋	200,000円																																																																																																																																																																																																													
償却資産	1,500,000円																																																																																																																																																																																																													
軽自動車		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>貨物 営業用 3,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 2,500円</td> <td>自家用 4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>乗用 営業用 5,500円</td> </tr> <tr> <td>農耕用 1,600円</td> <td>自家用 7,200円</td> </tr> <tr> <td>その他 4,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> <td></td> </tr> </table>			原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	125cc以下 1,600円	四輪	ミニカー	貨物 営業用 3,000円	50cc以下 2,500円	自家用 4,000円	小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円	農耕用 1,600円	自家用 7,200円	その他 4,700円		二輪の小型自動車 4,000円																																																																																																																																																																																							
原動機付自転車	軽自動車																																																																																																																																																																																																													
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円																																																																																																																																																																																																													
90cc以下 1,200円	三輪 3,100円																																																																																																																																																																																																													
125cc以下 1,600円	四輪																																																																																																																																																																																																													
ミニカー	貨物 営業用 3,000円																																																																																																																																																																																																													
50cc以下 2,500円	自家用 4,000円																																																																																																																																																																																																													
小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円																																																																																																																																																																																																													
農耕用 1,600円	自家用 7,200円																																																																																																																																																																																																													
その他 4,700円																																																																																																																																																																																																														
二輪の小型自動車 4,000円																																																																																																																																																																																																														
町たばこ税		従量税 千本につき 2,434円 (旧3級品千本につき 1,155円)	従量税 千本につき 2,668円 (旧3級品千本につき 1,266円)																																																																																																																																																																																																											
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)																																																																																																																																																																																																												
都市計画税		0.2%																																																																																																																																																																																																												
国民健康保険税	所得割	7.0%																																																																																																																																																																																																												
	資産割	35%																																																																																																																																																																																																												
	均等割	15,000円																																																																																																																																																																																																												
	平等割	20,000円																																																																																																																																																																																																												
課税限度額		530,000円																																																																																																																																																																																																												

区分		年度	12	13	14																						
町 民 税	個人 所得割	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円																								
		所得割	課税標準額		税率(%)	速算控除(円)																					
			町民税	200万円以下の金額	3	0																					
				200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000																					
				700万円を超える金額	10	240,000																					
	県民税	700万円以下の金額	2	0																							
		700万円を超える金額	3	70,000																							
	法人 均等割	均等割	資本金の金額		従業者数	税率																					
			1,000万円以下	50人以下	50,000円																						
				50人超	120,000円																						
1,000万円を超え1億円以下の金額			50人以下	130,000円																							
			50人超	150,000円																							
1億円を超え10億円以下の金額			50人以下	160,000円																							
			50人超	400,000円																							
10億円を超える金額			50人以下	410,000円																							
10億円を超え50億円以下の金額			50人超	1,750,000円																							
			50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																						
法人税割		12.3%																									
固定資産税		1.4%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																								
軽自動車		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>貨物 営業用 3,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 2,500円</td> <td>自家用 4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>乗用 営業用 5,500円</td> </tr> <tr> <td>農耕用 1,600円</td> <td>自家用 7,200円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊1,000cc以下 2,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 4,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> <td></td> </tr> </table>				原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	125cc以下 1,600円	四輪	ミニカー	貨物 営業用 3,000円	50cc以下 2,500円	自家用 4,000円	小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円	農耕用 1,600円	自家用 7,200円	小型特殊1,000cc以下 2,400円		その他 4,700円		二輪の小型自動車 4,000円	
原動機付自転車	軽自動車																										
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円																										
90cc以下 1,200円	三輪 3,100円																										
125cc以下 1,600円	四輪																										
ミニカー	貨物 営業用 3,000円																										
50cc以下 2,500円	自家用 4,000円																										
小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円																										
農耕用 1,600円	自家用 7,200円																										
小型特殊1,000cc以下 2,400円																											
その他 4,700円																											
二輪の小型自動車 4,000円																											
町たばこ税		従量税 千本につき2,668円 (旧3級品千本につき1,266円)																									
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)																									
都市計画税		0.2%																									
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.0%		7.2%																						
		資産割	35%		33%																						
		均等割	15,000円		17,000円																						
	介護納付金課税額	平等割	20,000円		20,000円																						
		課税限度額	530,000円		530,000円																						
		所得割	0.8%		0.8%																						
均等割	9,000円		9,000円																								
	課税限度額	70,000円		70,000円																							

区分		年度	15	16		
町 民 税	個人 所得割	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円		
		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)		
			町民税	200万円以下の金額	3	0
			200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000	
			700万円を超える金額	10	240,000	
	県民税	700万円以下の金額	2	0		
	700万円を超える金額	3	70,000			
	法人 均等割	均等割	資本金の金額	従業者数	税率	
			1,000万円以下	50人以下	50,000円	
				50人超	120,000円	
1,000万円を超え1億円以下の金額			50人以下	130,000円		
			50人超	150,000円		
1億円を超え10億円以下の金額			50人以下	160,000円		
			50人超	400,000円		
10億円を超える金額			50人以下	410,000円		
			50人超	1,750,000円		
50億円を超える金額			50人超	3,000,000円		
	法人税割	12.30%				
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円		
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円			
町たばこ税		千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)				
特別土地保有税		課税停止				
都市計画税		0.2%				
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%			
		資産割	26.6%			
		均等割	19,500円			
		平等割	22,500円			
	課税限度額	530,000円				
	介護納付金課税額	所得割	0.8%			
均等割		9,000円				
		課税限度額	70,000円			

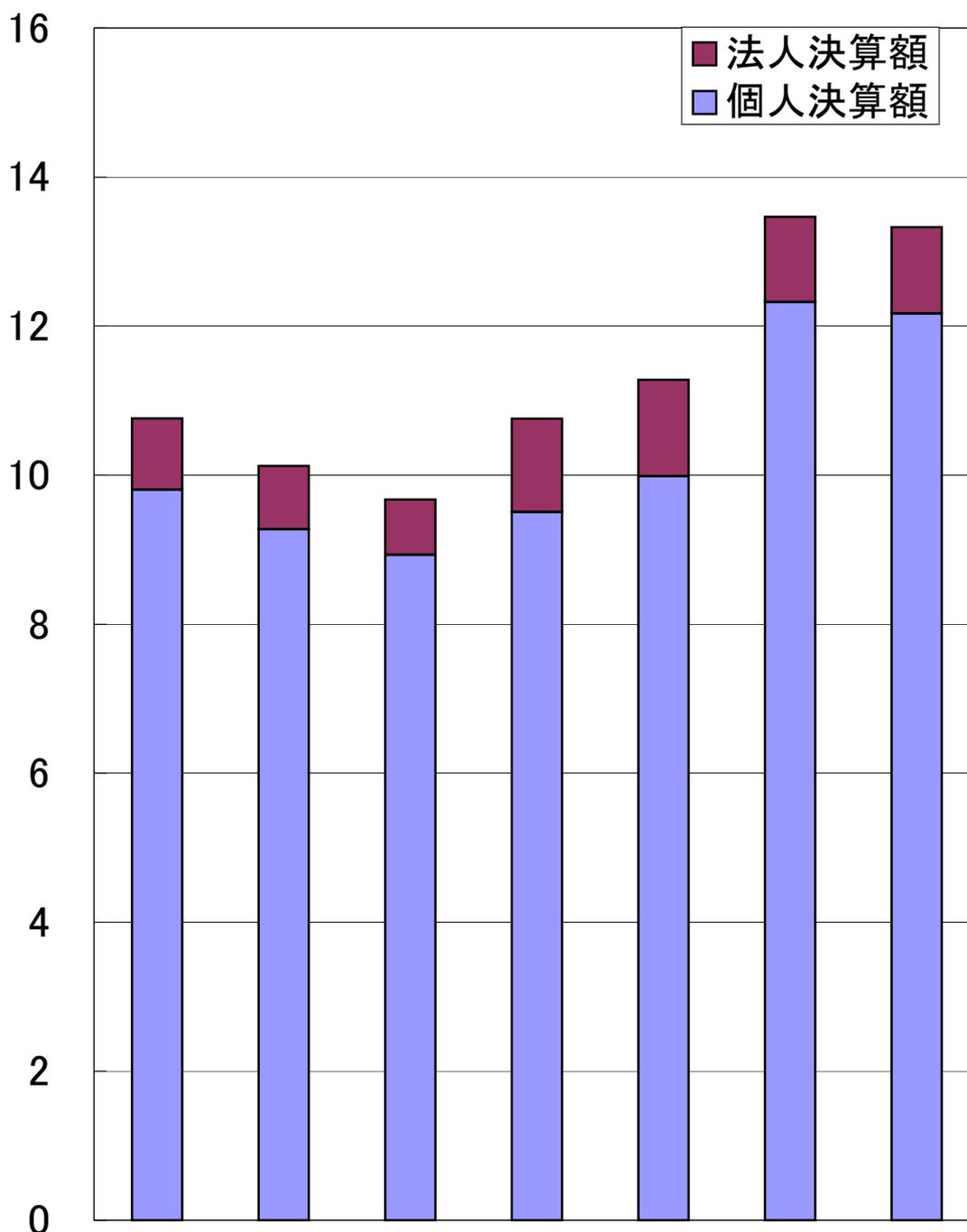
区分		年度	17	18		
町 民 税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 町民税 1,500円 県民税 500円 ※ 平成17年度のみ生計を同一とする妻の均等割額は半額課税	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 生計を同一とする妻の均等割額は全額課税 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成18年度 町民税 1,000円 県民税 300円 ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円		
		所得割	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	
			町民税	200万円以下の金額	3	0
			200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000	
			700万円を超える金額	10	240,000	
	県民税	700万円以下の金額	2	0		
	700万円を超える金額	3	70,000			
	法人	均等割	資本金の金額	従業者数	税率	
			1,000万円以下	50人以下	50,000円	
				50人超	120,000円	
1,000万円を超え1億円以下の金額			50人以下	130,000円		
			50人超	150,000円		
1億円を超え10億円以下の金額			50人以下	160,000円		
			50人超	400,000円		
10億円を超える金額			50人以下	410,000円		
			50人超	1,750,000円		
50億円を超える金額			50人超	3,000,000円		
	法人税割	12.30%				
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円		
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 家用 7,200円			
町たばこ税		千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)			
特別土地保有税		課税停止				
都市計画税		0.2%				
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%	8.3%		
		資産割	26.6%	25.0%		
		均等割	19,500円	29,400円		
		平等割	22,500円	31,200円		
	課税限度額	530,000円	530,000円			
	介護納付金課税額	所得割	0.8%	1.4%		
		均等割	9,000円	13,000円		
		課税限度額	70,000円	90,000円		

区分		年度	19	20																										
町	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																										
		所得割	平成19年度～ 課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10% 町民税 6% 県民税 4%	平成19年度～ 課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10% 町民税 6% 県民税 4%																										
	法人	均等割	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成20年度 全額課税																										
税	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	
		資本金の金額	従業者数	税率																										
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
	法人税割	12.30%																												
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																										
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 家用 7,200円																											
町たばこ税		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																										
特別土地保有税		課税停止																												
都市計画税		0.2%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	8.3%	5.6%																										
		資産割	25.0%	25.0%																										
		均等割	29,400円	23,000円																										
		平等割	31,200円	31,200円																										
	課税限度額	530,000円	470,000円																											
	後高齢者支援金	所得割		2.7%																										
		均等割		6,400円																										
		課税限度額		120,000円																										
	介護納付金課税額	所得割	1.4%	1.4%																										
		均等割	13,000円	13,000円																										
課税限度額		90,000円	90,000円																											

Ⅲ 税目別概況

(1) 町 民 税

億円



	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
合 計	1,076,183	1,012,138	967,279	1,075,850	1,127,734	1,346,346	1,332,557
個人決算額	980,350	927,148	893,092	950,656	998,521	1,232,355	1,216,536
法人決算額	95,833	84,990	74,187	125,194	129,213	113,991	116,021

(単位：千円)

1. 町民税のあらまし

■ 個人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に住所がある人
- (2) 町内に事務所、事業所又は家屋等を有する人で町内に住所を有しない人

※ 住所・事務所の所在は、各年の1月1日現在の状況による

2. 課税標準

(1) 均等割

(2) 所得割

- ①所得金額： ・総所得金額 ・山林所得の金額 ・退職所得の金額
・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額
・株式等に係る譲渡所得等の金額 ・先物取引に係る雑所得等の金額
- ②所得控除： ・雑損控除額 ・医療費控除額 ・社会保険料控除額
・小規模企業共済等掛金控除額 ・生命保険料控除額 ・地震保険料控除額
・障害者控除額 ・寡婦(寡夫)控除額 ・勤労学生控除額 ・配偶者控除額
・配偶者特別控除額 ・扶養控除額 ・基礎控除額
- ③課税標準額： ・課税総所得金額 ・課税山林所得金額 ・課税退職所得金額
・土地等に係る課税事業所得等の金額
・課税長期譲渡所得の金額 ・課税短期譲渡所得の金額
・株式等に係る課税譲渡所得の金額 ・先物取引に係る課税雑所得等の金額

▽所得控除のうち所得税と異なるもの

・生命保険料控除

ア 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

イ 支払った保険料が個人年金保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

ウ 支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料の両方である場合：

$(\text{支払った保険料についてアにより求めた金額}) + (\text{支払った保険料についてイにより求めた金額}) = \text{限度額} : 70,000$ 円

・地震保険料控除

ア 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)50,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2$

(イ)50,000円を超える場合：25,000円

イ 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)5,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)5,000円を超え15,000円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円

(エ)15,000円を超える場合：10,000円

ウ 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合

(地震保険契約について支払った保険料で ア に準じて計算した金額)+

(旧長期損害保険契約等について支払った保険料で イ に準じて計算した金額)

=限度額：25,000円

・ 障害者控除：一人につき26万円（特別障害者の場合：30万円）

・ 寡婦（寡夫）控除：26万円（特定寡婦の場合：30万円）

・ 勤労学生控除：26万円

・ 配偶者控除

ア 控除対象配偶者：33万円

イ 老人控除対象配偶者（70歳以上）：38万円

ウ 控除対象配偶者が特別障害者で、かつ、同居している場合：56万円

エ 老人控除対象配偶者（70歳以上）特別障害者で、かつ、同居している場合：61万円

・ 配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、配偶者特別控除の適用を受けようとする申告者の前年中の合計所得が、1,000万円を超える場合には配偶者特別控除は受けられません。

※ 青色事業専従者に該当する人で、青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者に該当する人についても、配偶者特別控除は受けられません。

控除対象配偶者に該当する場合		控除対象配偶者に該当しない場合	
配偶者の所得金額（円）	控除額（円）	配偶者の所得金額（円）	控除額（円）
配偶者特別控除は受けられません。 (平成16年度税制改正。平成17年度分から適用)		380,001～449,999	330,000
		450,000～499,999	310,000
		500,000～549,999	260,000
		550,000～599,999	210,000
		600,000～649,999	160,000
		650,000～699,999	110,000
		700,000～749,999	60,000
		750,000～759,999	30,000
		760,000～	0

・扶養控除

ア 扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（16歳以上23歳未満）の場合、一人につき45万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき38万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき45万円

イ 扶養親族が特別障害者で、かつ、同居している場合、一人につき56万円。ただし、その扶養親族が特定扶養親族の場合、一人につき68万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき61万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき68万円

3. 税 率

(1) 均等割：町民税3,000円・県民税1,000円（標準課税）

(2) 所得割：（標準課税）（分離課税に係る所得割を除く。）

課税所得の段階	町民税（標準税率）	県民税（標準税率）
一 律	6 %	4 %

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税額

課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×10%（町6%、県4%）＝算出税額

② 土地等に係る事業所得等に対する税額

次のア又はイの金額のうちいずれか多い金額

ア （土地等に係る課税事業所得等の金額）×12%（町7.2%、県4.8%）＝所得割額

イ 次の算式により計算した金額

{（土地等に係る課税事業所得等の金額）+（課税総所得金額）×（通常の税率）
－（課税総所得金額）×（通常の税率）}×110%＝所得割額

③ 土地建物等の譲渡所得に対する税額（分離課税）

○長期譲渡所得

ア 一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×5%（町3%、県2%）＝所得割額

※ 優良住宅地等の譲渡所得金額については次による金額

(ア) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4%（町2.4%、県1.6%）＝所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合

48万円（県民税32万円）+（課税長期譲渡所得金額-2,000万円）×5%（町3%、県2%）＝所得割額

※ 居住用財産に係る長期譲渡所得

（所有期間が10年を超える長期譲渡所得のうち居住用財産に係る長期譲渡所得）

(ア) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4%（町2.4%、県1.6%）＝所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合

144 万円(県民税 96 万円)+(課税長期譲渡所得金額-6,000 万円)×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

○短期譲渡所得

イ 短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額×9%(町 5.4%、県 3.6%)=所得割額

※ 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

④ 株式等に係る譲渡所得等に対する税額の計算

道府県民税株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と区別し、原則として 5%(町 3%、県 2%)の税率により所得割が課税される。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上場株式等 ・上場株式	<p>申告分離課税</p> <p>譲渡益×20% (所得税 15%、 町民税 3%、県民税 2%)</p> <p>〈平成 15~20 年の譲渡の特例〉 譲渡益×10% (所得税 7%、 町民税 1.8%、県民税 1.2%)</p>
	<p>(注) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除 平成 15 年 1 月 1 日以後の譲渡による損失金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除が可能である。</p> <p>※ 源泉徴収口座による申告不要の特例 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座)を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。</p>
その他の株式等	<p>申告分離課税</p> <p>譲渡益×20% (所得税 15%、町民税 3%、県民税 2%)</p>

⑤ 先物取引に係る雑所得等に対する税額の計算

先物取引による所得で、一定のものについては、他の所得と分離して課税することとされており、その税率は、5%(町 3%、県 2%)の税率により所得割が課税される。

(3) 所得割額の計算

○一般的な例……………(所得金額) - (所得控除額) = (課税所得金額)

(課税所得金額) × 税率 - 税額控除 = 所得割額

○複数の所得がある方は次のとおりです。

- ① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×税率=算出税額
- ② 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率=算出税額
- ③ 課税短期譲渡所得金額×税率=算出税額
- ④ 課税長期譲渡所得金額×税率=算出税額
- ⑤ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率=算出税額
- ⑥ 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率=算出税額

(算出税額①+②+③+④+⑤+⑥)

-調整控除額-配当控除額-住宅借入金等特別税額控除額-寄附金税額控除) -外国税額控除額=所得割額

⑦配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額－配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額
 ＝配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

※ 配当割額及び株式等譲渡所得割額で配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額から控除しきれなかった金額があるときは、その控除しきれなかった金額を還付し、または当該納税義務者の申告書に係る年度分の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

4. 税額控除

(ア) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額を控除する。(平成 19 年度分以後適用)

①個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合
 次のいずれか小さい金額の 5% (町民税 3%、県民税 2%)

イ. 人的控除額の差の合計額

ロ. 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の場合
 {①イ－(①ロ－200万円)}の5%(町民税3%、県民税2%)
 ただし、上記の金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円とする。

人的控除の一覧

(単位: 万円)

控除の種類	住民税	所得税	差額
障害者控除	26	27	1
特別障害者(身体上1～2級)	30	40	10
寡婦(寡夫)控除	26	27	1
特定寡婦(所得500万円以下、子有)	30	35	5
勤労学生控除(所得65万円以下)	26	27	1
配偶者控除(所得38万円以下)	33	38	5
老人控除対象配偶者(70歳以上)	38	48	10
同居の特障の控除対象配偶者	56	73	17
同居の特障の老人控除対象配偶者	61	83	22
配偶者特別控除(所得76万円未満)	—	—	—
前年所得38万円を超40万円未満	33	38	5
前年所得40万円以上45万円未満	33	36	3
扶養控除(所得38万円以下)	33	38	5
特定扶養親族(16歳～22歳)	45	63	18
老人扶養親族(70歳以上)	38	48	10
同居老親等扶養親族(70歳以上)	45	58	13
同居の特別障害者	56	73	17
同居の特障の特定扶養親族	68	98	30
同居の特障の老人扶養親族	61	83	22
同居の特障の同居老親等扶養親族	68	93	25
基礎控除	33	38	5

※老年者控除は平成 18 年度分(所得税平成 17 年分)から廃止。

(イ) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度である。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除

平成 19 年分以降の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用がある者(平成 11 年から平成 18 年までに入居したものに限り)については、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額があるときは、平成 20 年度から平成 28 年度に限り、個人住民税の所得割額から控除する。

①と②のいずれか少ない金額から③の金額を控除した金額に次の控除率を乗じた金額を控除する。

①所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額

②前年の所得に係る平成 18 年分の税率による所得税

③前年分の所得税額

※所得税額は、住宅借入金等特別税額控除適用前

町民税	3 / 5	県民税	2 / 5
-----	-------	-----	-------

(エ) 寄附金税額控除

寄附金制度の改正により都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除である。

(オ) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除する。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められている。

(カ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた金額を控除する。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当する。

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

5. 賦課期日・納期

(1) 賦課期日：1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人を対象とする。

(2) 納 期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

(ア) 普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日～6月30日	8月16日～8月31日	10月16日～10月31日	翌年 1月16日～1月31日

(イ) 給与からの特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。
6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

(ウ) 年金からの特別徴収の場合：年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日納付

法人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1)に該当するものを除く。）

2. 課税標準

- (1) 均等割 （法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割 （法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

3. 税 率

- (1) 均等割（標準税率）

法 人 の 区 分	税 額
<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	5万円
<p>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	12万円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

(2) 法人税割 (標準税率) : 課税標準となる法人税額 × 税率(12.3%)

4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

(1) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(2) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

区 分		17		18		19		20		21	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額
	均等割のみ	606	1,529	675	1,765	709	1,982	747	2,241	683	2,049
	所得割のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	3,541	255,340	4,086	295,255	4,287	388,873	4,250	383,854	4,376	388,324
	計	4,147	256,869	4,761	297,020	4,996	390,855	4,997	386,095	5,059	390,373
	均等割のみ	150	345	159	471	159	475	153	459	153	459
	所得割のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	5,484	669,858	5,482	694,990	5,443	860,920	5,507	828,001	5,401	780,914
	計	5,634	670,203	5,641	695,461	5,602	861,395	5,660	828,460	5,554	781,373
合 計	均等割のみ	756	1,874	834	2,236	868	2,457	900	2,700	836	2,508
	所得割のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	9,025	925,198	9,568	990,245	9,730	1,249,793	9,757	1,211,855	9,777	1,169,238
	計	9,781	927,072	10,402	992,481	10,598	1,252,250	10,657	1,214,555	10,613	1,171,746
特別徴収義務者		2,701		2,663		2,664		2,713		2,696	

資料：課税状況等調書第2表、第3表

3. 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円・%)

年度 所得者区分	17			18			19			20			21		
	税額	構成比	対前年増減比	税額	構成比	対前年増減比	税額	構成比	対前年増減比	税額	構成比	対前年増減比	税額	構成比	対前年増減比
給与所得者	814,495	87.9	8.1	843,111	85.0	3.5	1,066,974	85.2	26.6	1,024,477	84.3	△ 4.0	995,414	84.9	△ 2.8
営業等所得者	48,040	5.2	11.0	48,944	4.9	1.9	47,069	3.8	△ 3.8	49,154	4.0	4.4	44,196	3.8	△ 10.1
農業所得者	250	0.0	△74.8	291	0.0	16.4	393	0.0	35.1	621	0.1	58.0	770	0.1	24.0
その他の所得者	64,287	6.9	10.9	100,135	10.1	55.8	137,814	11.0	37.6	140,303	11.6	1.8	131,366	11.2	△ 6.4
計	927,072	100	8.3	992,481	100	7.1	1,252,250	100	26.2	1,214,555	100	△ 3.0	1,171,746	100	△ 3.5

資料：課税状況等調書第2表

4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年度 所得者区分	17			18			19			20			21		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比												
給与所得者	8,138	83.2	6.7	8,273	79.5	1.7	8,397	79.2	1.5	8,362	78.5	△ 0.4	8,314	78.3	△ 0.6
営業等所得者	379	3.9	0.5	402	3.9	6.1	390	3.7	△ 3.0	404	3.8	3.6	369	3.5	△ 8.7
農業所得者	22	0.2	△33.3	23	0.2	4.5	20	0.2	△ 13.0	22	0.2	10.0	24	0.2	9.1
その他の所得者	1,242	12.7	4.4	1,704	16.4	37.2	1,791	16.9	5.1	1,869	17.5	4.4	1,906	18.0	2.0
計	9,781	100	6.0	10,402	100	6.3	10,598	100	1.9	10,657	100	0.6	10,613	100	△ 0.4

資料：課税状況等調書第2表

5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年度 所得者区分	17			18			19			20			21		
	総所得金額	構成比	対前年増減比												
給与所得者	26,683,940	86.8	4.3	26,324,873	83.9	△ 1.3	26,699,067	83.9	1.4	26,411,288	83.7	△ 1.1	25,866,129	83.8	△ 2.1
営業等所得者	1,166,401	3.8	0.1	1,187,966	3.8	1.8	1,184,414	3.7	△ 0.3	1,210,015	3.8	2.2	1,115,554	3.6	△ 7.8
農業所得者	23,402	0.1	△62.8	18,947	0.1	△ 19.0	18,073	0.1	△ 4.6	22,641	0.1	25.3	32,754	0.1	44.7
その他の所得者	2,490,544	8.1	19.1	3,316,484	10.6	33.2	3,452,489	10.8	4.1	3,592,978	11.4	4.1	3,673,896	11.9	2.3
分離課税者	358,036	1.2	△50.1	504,628	1.6	40.9	492,041	1.5	△ 2.5	324,322	1.0	△ 34.1	172,749	0.6	△ 46.7
計	30,722,323	100	3.7	31,352,898	100	2.1	31,846,084	100	1.6	31,561,244	100	△ 0.9	30,861,082	100	△ 2.2

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・%)

年度 区分	17		18		19		20		21	
	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比
雑損控除	0	皆減	1,903	皆増	4,740	149.1	537	△ 88.7	0	皆減
医療費控除	189,090	14.2	214,073	13.2	246,220	15.0	293,211	19.1	314,390	7.2
社会保険料控除	4,325,427	0.7	4,455,254	3.0	4,629,674	3.9	4,644,104	0.3	4,645,934	0.0
小規模企業共済掛金控除	42,911	△7.3	47,321	10.3	45,447	△ 4.0	47,695	4.9	41,714	△ 12.5
生命保険料控除	267,489	4.2	274,407	2.6	278,288	1.4	275,842	△ 0.9	274,495	△ 0.5
地震保険料控除	15,652	4.3	16,643	6.3	16,622	△ 0.1	20,609	24.0	22,177	7.6
寄附金控除	7	皆増	1,000	14,285.7	100	△ 90.0	150	50.0		
障害者控除	63,880	0.2	79,240	24.0	83,860	5.8	86,200	2.8	94,060	9.1
老年者控除	360,960	22.7								
寡婦控除	26,740	△0.2	34,800	30.1	34,840	0.1	38,960	11.8	36,700	△ 5.8
寡夫控除	2,860	△26.7	3,380	18.2	3,120	△ 7.7	4,940	58.3	4,160	△ 15.8
勤労学生控除	0	皆減	780	皆増	780	0.0	260	△ 66.7	780	200.0
配偶者控除	1,050,850	7.1	1,136,010	8.1	1,123,270	△ 1.1	1,121,270	△ 0.2	1,096,230	△ 2.2
配偶者特別控除	34,240	△95.7	36,960	7.9	53,460	44.6	55,550	3.9	64,670	16.4
扶養控除	1,626,760	1.2	1,616,350	△ 0.6	1,590,290	△ 1.6	1,576,550	△ 0.9	1,545,750	△ 2.0
基礎控除	2,978,250	6.0	3,157,440	6.0	3,210,900	1.7	3,219,810	0.3	3,226,410	0.2
合計	10,985,116	△3.4	11,075,561	0.8	11,321,611	2.2	11,385,688	0.6	11,367,470	△ 0.2

※ 平成18年度課税分から老年者控除が廃止になりました。

資料：課税状況等調書第58表

※ 平成21年度課税分から寄附金控除が所得控除から税額控除になりました。

7. 平成21年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給 与 所 得 者	496	1,488	0	0	7,818	23,454	970,472	8,314	995,414
営 業 等 所 得 者	64	192	0	0	305	915	43,089	369	44,196
農 業 所 得 者	8	24	0	0	16	48	698	24	770
そ の 他 の 所 得 者	268	804	0	0	1,638	4,914	125,648	1,906	131,366
合 計	836	2,508	0	0	9,777	29,331	1,139,907	10,613	1,171,746

資料：課税状況等調書第2表

8. 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

区 分 \ 年 度	17	18	19	20	21
人 口 1 人 当 り	43,126	45,952	57,742	56,454	54,744
一 世 帯 当 り	107,686	113,791	141,035	136,130	130,862
納 税 義 務 者 1 人 当 り	94,783	95,413	118,159	113,968	110,406
普 通 徴 収 1 人 当 り	61,941	62,386	78,233	77,265	77,164
特 別 徴 収 1 人 当 り	118,957	123,287	153,766	146,371	140,686

※ 平成21年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照

平成21年7月1日現在：(人口 21,404人 世帯数 8,954世帯)

9. 平成21年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人・千円)

課税標準額の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	314	14,753	21	1,269	4	201	68	3,698	14	100,695	421	120,616
10万円を超え 100万円以下	2,048	1,217,624	130	63,496	8	3,106	823	457,215	7	27,018	3,016	1,768,459
100万円を超え 200万円以下	2,437	3,582,232	64	91,946	2	3,177	424	586,143	9	59,611	2,936	4,323,109
200万円を超え 300万円以下	1,325	3,226,978	33	83,985	1	2,125	162	391,585	5	39,606	1,526	3,744,279
300万円を超え 400万円以下	710	2,464,102	23	79,143	1	3,877	77	261,771	1	3,681	812	2,812,574
400万円を超え 550万円以下	525	2,449,688	13	62,248	0	0	32	151,077	5	73,440	575	2,736,453
550万円を超え 700万円以下	244	1,490,162	1	5,645	0	0	8	51,151	0	0	253	1,546,958
700万円を超え 1,000万円以下	133	1,056,085	8	65,804	0	0	9	73,340	1	10,677	151	1,205,906
1,000万円を 超える金額	68	1,085,120	11	281,362	0	0	5	77,256	3	53,577	87	1,497,315
合 計	7,804	16,586,744	304	734,898	16	12,486	1,608	2,053,236	45	368,305	9,777	19,755,669

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

10. 法人町民税調定額(現年課税分)の推移

(単位：人・千円・%)

区 分 \ 年 度	16	17	18	19	20
納 税 義 務 者	413	421	445	467	467
均 等 割 額	39,537	42,619	40,493	39,572	37,493
法 人 税 割 額	35,214	84,139	88,122	74,070	79,271
合 計	74,751	126,758	128,615	113,642	116,764
対 前 年 増 加 額	△13.0	69.6	1.5	△ 11.6	2.7

11. 平成20年度法人町民税月別調定額(現年課税分)

(単位：千円)

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	1,560	1,905	3,465
5	5,482	3,020	8,502
6	7,660	30,900	38,560
7	1,430	1,352	2,782
8	2,983	2,138	5,121
9	1,731	467	2,198
10	2,077	2,214	4,291
11	8,388	23,443	31,831
12	1,197	4,004	5,201
1	555	985	1,540
2	1,518	1,089	2,607
3	2,912	7,754	10,666
合 計	37,493	79,271	116,764

12. 法人町民税決算期別法人数

(平成20年度)

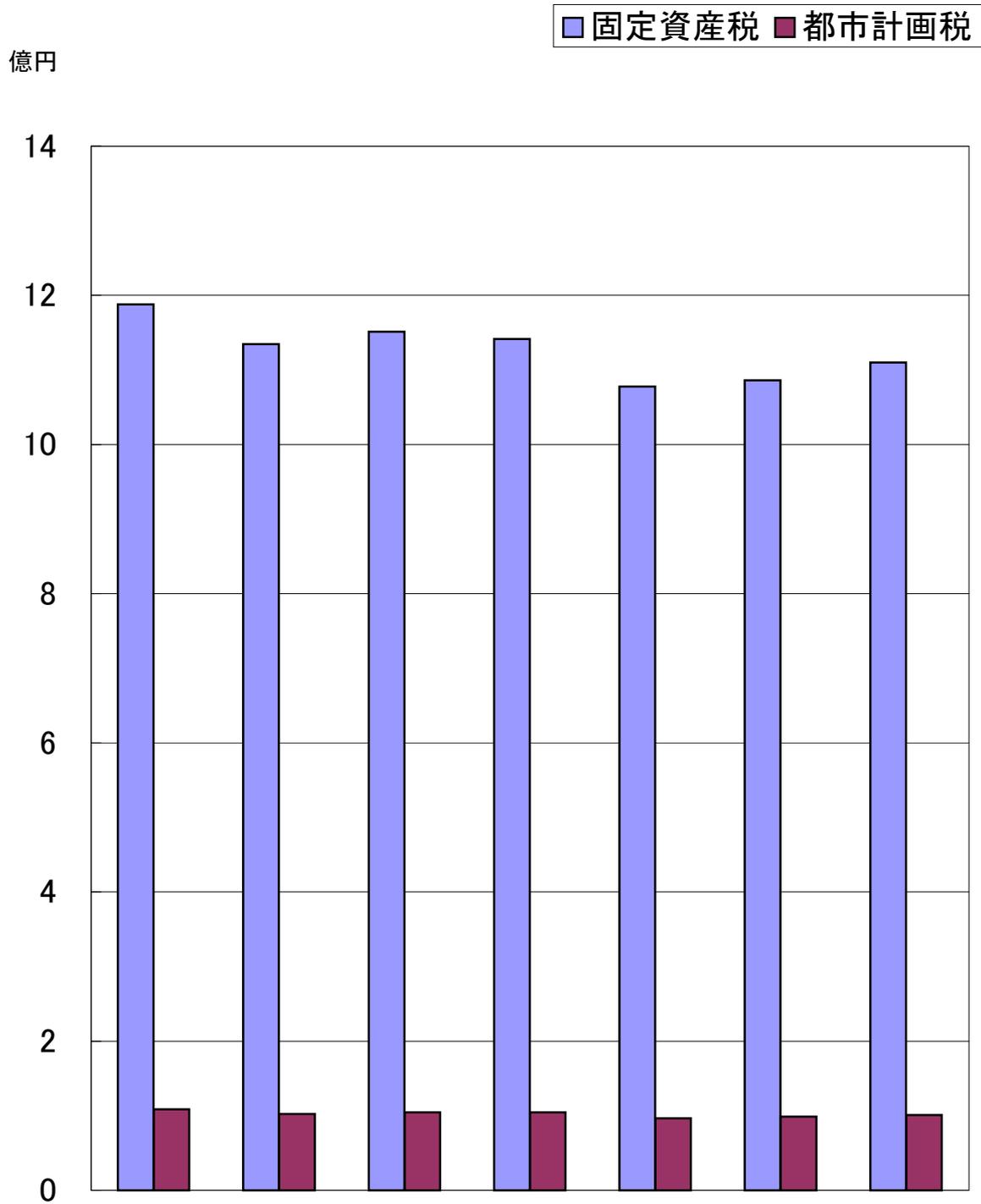
決算月	12 か 月 決 算 法 人												合 計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
法人数	10	26	142	27	32	40	33	38	55	15	12	37	467

13. 法人の設立状況

(平成20年度)

法人等の区分	分割法人	その他の法人	計
資本積立金額との合計額)が50億円を超える法人 (保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。次号から第5号において同じ。)で町内に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5号において「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	2	0	2
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1	0	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	25	0	25
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	1	0	1
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	18	3	21
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	3	0	3
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	39	23	62
資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	2	0	2
前各号に掲げる法人以外の法人	25	325	350
計	116	351	467

(2) 固定資産税・都市計画税



	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
固定資産税 決算額	1,187,759	1,134,501	1,151,239	1,141,338	1,077,557	1,085,991	1,109,802
都市計画税 決算額	108,566	102,428	104,616	104,533	96,814	99,023	100,948

(単位:千円)

1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている人です。

具体的には次のとおりです。

- (1)土地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (2)家屋：家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (3)償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

- (1)土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
- (2)家屋：住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって一定の空間を持つ土地に定着した建造物
- (3)償却資産：土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 課税標準

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1)土地及び家屋の課税標準

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

(2)償却資産の課税標準

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額算定

課税標準額×税率＝固定資産税額となります。

(1)課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用

地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア. 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞれの特例率（小規模住宅用地1/6・その他の住宅用地1/3）を乗じて算出します。

イ. 家屋：再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）を求め、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価率（経年減点補正率）を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その評価額が前年度の評価額を超える場合は、通常、前年度の評価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産：取得価額×（1－減価率）

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2) 税率

固定資産税の税率は、町の条例で100分の1.4としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、100分の1.4（標準税率）です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3) 免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土地： 30万円

イ. 家屋： 20万円

ウ. 償却資産： 150万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で1/3、その他の住宅用地で2/3となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率

税率は、100分の0.3を上限として、市町村の条例で定めることとされており、当町では、100分の0.2としています。

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 平成21年度固定資産税等の税制改正について

固定資産税の土地と家屋の評価額については、3年に一度評価替が行われます。平成21年度がこの年にあたり、土地と家屋の評価額の見直しが行われました。

税負担の調整措置については、平成9年度から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を課税の公平の観点から均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

平成21年度の評価替の状況をみますと、ある程度、負担水準の均衡化が進展しつつありますが、依然として地域や土地によってばらつきが残っています。同じ評価額であれば同じ税負担となるのが本来の姿です。平成21年度から平成23年度までの税負担の調整措置については、これまでの制度を継続し、負担水準の均衡化をより一層促進する措置を講じることとしています。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

① 商業地等

ア 負担水準が70%を超える土地については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とします。

- イ 負担水準が 60%以上 70%以下の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。
- ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

② 住宅用地

- ア 負担水準が 80%以上の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

- イ 負担水準が 80%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率 (1/6 または 1/3) を乗じて得た額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 80%を上回る場合には 80%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

住宅用地特例については、現行制度から変更ありません。

(2) 農地（一般農地および一般市街化区域農地）

前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続します。（一般市街化区域農地に関する特例率（1/3）も継続します。）

(3) 据置年度の価格の修正

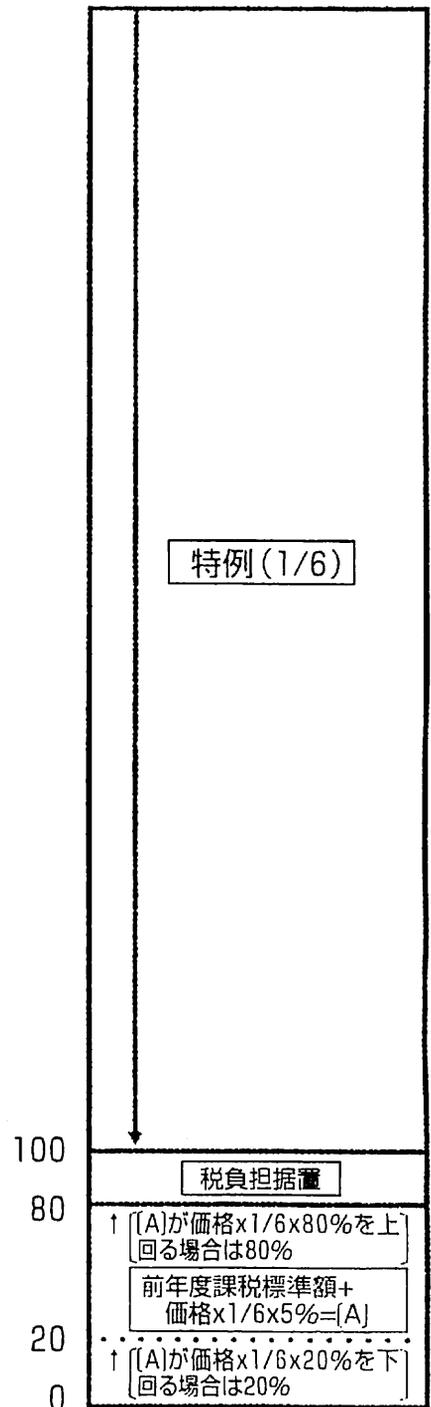
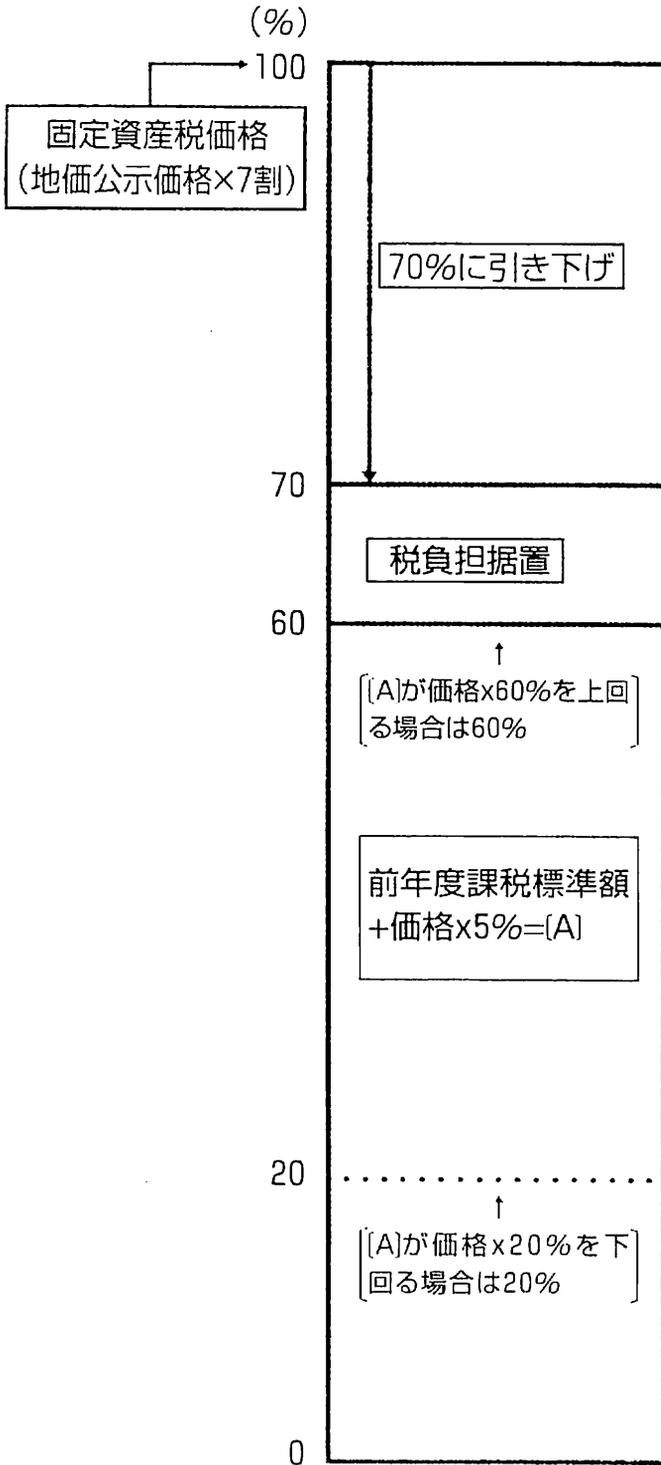
土地の価格は原則として、基準年度の価格を 3 年間据え置きますが、価格を据え置くべき平成 22 年度および平成 23 年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない宅地等について、簡易な方法によって価格の修正を行いました。

2. 都市計画税の税負担の調整措置

都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。

商業地等の宅地

小規模住宅用地



3. 納税義務者数(現年課税分)の推移

区 分 \ 年 度	17		18		19		20		21	
	人数(人)	前年比(%)								
固定資産税	8,467	102	8,553	101	8,692	102	8,730	100	8,749	100
都市計画税	6,359	103	6,413	101	6,554	102	6,588	101	6,605	100

資料：当初賦課実績

4. 土地の筆数及び家屋棟数(免税点以上)の推移

区 分 \ 年 度	17		18		19		20		21	
	筆棟数	前年比(%)								
土 地 (筆)	25,325	101	25,446	100	25,492	100	25,493	100	25,427	100
家 屋 (棟)	7,472	103	7,577	101	7,698	102	7,713	100	7,757	101

資料：平成21年度概要調書第2表、第22表

5. 調定額(現年課税分・免税点以上)・収入済額の推移

(単位：千円・%)

年度 区分		16				17				18			
		調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比
固定資産税	土地	372,214	361,001	95.7	96.0	352,016	342,490	95.7	96.0	335,553	326,805	95.3	95.4
	家屋	459,468	445,626	106.9	107.3	480,405	467,405	106.9	107.3	437,017	425,624	91.0	91.1
	小計	831,682	806,627	101.6	101.9	832,421	809,895	101.6	101.9	772,570	752,429	92.8	92.9
	償却資産	322,470	322,470	100.9	100.9	310,858	310,858	100.9	100.9	305,686	305,686	98.3	98.3
	合計	1,138,132	1,111,145	95.3	101.8	1,143,279	1,120,753	101.4	101.6	1,078,256	1,058,115	94.3	94.4
都市計画税	土地	55,677	54,468	94.0	94.2	52,477	51,442	94.0	94.2	49,763	48,834	94.8	94.9
	家屋	49,832	48,750	112.7	113.0	52,898	51,856	112.7	113.0	48,081	47,182	90.9	91.0
	合計	105,509	103,218	94.2	100.0	105,375	103,298	102.0	102.2	97,844	96,016	92.9	93.0

年度 区分		19				20				21			
		調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比
固定資産税	土地	327,393	318,136	97.6	97.3	323,757	314,527	98.9	98.9	296,300		91.5	
	家屋	456,542	443,633	104.5	104.2	472,113	458,655	103.4	103.4	476,468		100.9	
	小計	783,935	761,769	101.5	101.2	795,870	773,182	101.5	101.5	772,768		97.1	
	償却資産	305,923	305,923	100.1	100.1	307,972	307,972	100.7	100.7	312,580		101.5	
	合計	1,089,858	1,067,692	101.1	100.9	1,103,842	1,081,154	101.3	101.3	1,085,348		98.3	
都市計画税	土地	48,782	47,790	98.0	97.9	48,519	47,522	99.5	99.4	44,659		92.0	
	家屋	51,099	50,060	106.3	106.1	52,373	51,296	102.5	102.5	50,562		96.5	
	合計	99,881	97,850	102.1	101.9	100,892	98,818	101.0	101.0	95,221		94.4	

資料：決算統計（平成16年度～平成20年度）、当初賦課実績（平成21年度）

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

区分 個人 法人の別	総 数 (人)	法定免税点 未満のもの (人)	法定免税点 以上のもの (人)
個人	7,936	1,619	6,317
法人	320	104	216
計	8,256	1,723	6,533

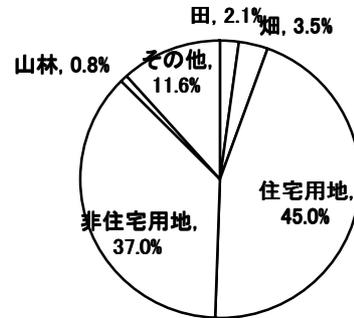
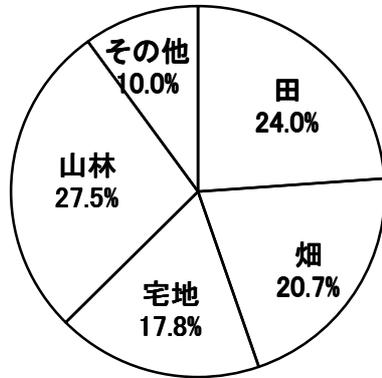
資料：平成21年度概要調書第1表

■ 価格等に関する調

区分 地目	地積				
	非課税地積 (㎡) (ア)	評価総地積 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ウ)	法定免税点 以上のもの (イ) - (ウ) (㎡) (エ)	
田	一般田	110,148	3,385,781	286,569	3,099,212
	市街化区域田	12,718	77,035	19	77,016
畑	一般畑	117,638	2,447,830	274,327	2,173,503
	市街化区域畑	59,775	542,413	6,267	536,146
宅地	小規模住宅用地		1,312,430	23,934	1,288,496
	一般住宅用地		678,030	755	677,275
	商業地等		574,218	151	574,067
	計	188,559	2,564,678	24,840	2,539,838
塩田					
鉱泉地					
池沼	20,978				
山林	一般山林	239,493	3,559,624	499,648	3,059,976
	介在山林	30,377	409,382	38,852	370,530
牧場					
原野	55,069	473,117	123,860	349,257	
雑種地	ゴルフ場の用地				
	遊園地等の用地				
	鉄軌道用地	69	324,422	3	324,419
	その他の雑種地	94,450	646,398	75,534	570,864
	計	94,519	970,820	75,537	895,283
その他	3,660,046				
合計	4,589,320	14,430,680	1,329,919	13,100,761	

地積による地目別構成比

課税標準額による地目別構成比
(法定免税点以上のもの)



総額 (千円) (オ)	決定価格			筆数				単位当り価格	
	法定免税点 未満のもの (千円) (カ)	法定免税点 以上のもの (オ)-(カ) (千円) (キ)	(キ)に係る 課税標準額 (千円) (ク)	非課税 筆数 (筆) (ケ)	評価総筆数 (筆) (コ)	法定免税点 未満のもの (筆) (サ)	法定免税点 以上のもの (コ)-(サ) (筆) (シ)	平均価格 (オ)/(イ) (円/㎡) (ス)	最高価格 (円/㎡) (セ)
354,117	29,863	324,254	324,254	434	4,121	461	3,660	105	113
503,470	329	503,141	130,403	56	131	1	130	6,536	32,640
147,527	16,495	131,032	131,032	274	2,836	392	2,444	60	61
4,566,065	30,967	4,535,098	638,723	265	638	17	621	8,418	41,300
38,978,206	263,207	38,714,999	6,327,217		7,359	259	7,100	29,699	65,180
10,238,134	8,685	10,229,449	3,365,933		3,756	30	3,726	15,100	65,048
11,584,676	1,847	11,582,829	7,963,981		1,366	14	1,352	20,175	71,540
60,801,016	273,739	60,527,277	17,657,131	365	12,481	303	12,178	23,707	71,540
				16					
172,886	23,828	149,058	149,058	319	2,909	669	2,240	49	51
19,582	1,835	17,747	17,747	116	526	70	456	48	51
21,290	5,574	15,716	15,716	214	1,766	449	1,317	45	45
951,461	8	951,453	664,999	1	1,235	1	1,234	2,933	3,290
2,662,645	39,004	2,623,641	1,824,184	488	1,753	606	1,147	4,119	63,770
3,614,106	39,012	3,575,094	2,489,183	489	2,988	607	2,381	3,723	63,770
				6,126					
70,200,059	421,642	69,778,417	21,553,247	8,674	28,396	2,969	25,427	4,865	

資料：平成21年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調(法定免税点以上)

地区別	区分	地積 (㎡) (ア)	決定価格 (千円) (イ)	課税標準額 (千円) (ウ)	単位当り価格		最高価格地 の所在地
					平均価格 (イ) / (ア) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
商業地区	繁華街						
	高度商業地区						
	普通商業地区	37,422	2,176,726	1,040,306	58,167	71,540	中央台2丁目
	計	37,422	2,176,726	1,040,306	58,167	71,540	
住宅地区	併用住宅地区						
	高級住宅地区						
	普通住宅地区	1,381,946	46,253,085	11,314,074	33,470	57,003	中央台1丁目
	計	1,381,946	46,253,085	11,314,074	33,470	57,003	
工業地区	大工業地区						
	中小工業地区						
	家内工業地区						
	計						
村落地区	集団地区						
	村落地区	1,112,241	12,073,386	5,286,871	10,855	46,644	中川 堤下広町
	計	1,112,241	12,073,386	5,286,871	10,855	46,644	
観光地区							
農業用施設の用に供する宅地		8,229	24,080	15,880	2,926	6,103	柏木 谷津下
生産緑地地区内の宅地							
合計		2,539,838	60,527,277	17,657,131	23,831		

資料：平成21年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区 分		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	提 示 平 均 価 額 (円)	
納 税 義 務 者(人)		6,976	186	6,790		
棟 数 (棟)	木 造	6,355	269	6,086	木造家屋	24,842
	非木造	1,681	10	1,671	非木造家屋	43,532
	計	8,036	279	7,757	$\frac{\text{単位当り価格}}{\text{提示平均価額}}$	
床 面 積 (㎡)	木 造	642,395	10,428	631,967	木造家屋	100%
	非木造	428,426	247	428,179	非木造家屋	100%
	計	1,070,821	10,675	1,060,146		
決 定 価 格 (千円)	木 造	16,024,347	14,786	16,009,561	実際免税点の額 200,000円	
	非木造	18,707,441	902	18,706,539		
	計	34,731,788	15,688	34,716,100		
単 位 当 り 価 格 (円)	木 造	24,945	1,418	25,333		
	非木造	43,666	3,652	43,689		
	計	32,435	1,470	32,747		

資料：平成21年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況の推移

年度	増減 項目	新 増 築			減 少		
		木 造	非 木 造	計	木 造	非 木 造	計
17	棟数（棟）	175	42	217	60	4	64
	面積（㎡）	21,000	5,101	26,101	3,394	280	3,674
	㎡当り単価 （円）	62,761	66,798	63,550	9,497	26,768	10,813
	決定価格 （千円）	1,317,973	340,735	1,658,708	32,232	7,495	39,727
18	棟数（棟）	165	31	196	63	6	69
	面積（㎡）	18,135	4,245	22,380	4,131	325	4,456
	㎡当り単価 （円）	62,958	73,763	65,008	10,188	12,049	10,324
	決定価格 （千円）	1,141,751	313,125	1,454,876	42,087	3,916	46,003
19	棟数（棟）	108	113	221	39	8	47
	面積（㎡）	12,166	10,574	22,740	2,691	1,013	3,704
	㎡当り単価 （円）	63,624	87,521	74,736	9,918	29,544	15,285
	決定価格 （千円）	774,051	925,450	1,699,501	26,689	29,928	56,617
20	棟数（棟）	68	33	101	38	10	48
	面積（㎡）	8,788	2,647	11,435	3,104	1,408	4,512
	㎡当り単価 （円）	62,229	77,802	65,834	11,704	27,436	16,613
	決定価格 （千円）	546,871	205,942	752,813	36,328	38,630	74,958
21	棟数（棟）	58	83	141	38	5	43
	面積（㎡）	6,932	10,477	17,409	2,721	446	3,167
	㎡当り単価 （円）	66,310	88,562	79,702	12,800	28,850	15,060
	決定価格 （千円）	459,662	927,864	1,387,526	34,828	12,867	47,695

資料：平成21年度概要調書第31表～第34表

10. 都市計画税に関する調(法定免税点以上)

区 分		価 格 等	地 積 (千㎡)	決 定 価 格	課 税 標 準 額
			床面積 (㎡)	(千円)	(千円)
土 地	宅 地 等	宅 地	1,426	48,632,729	20,417,748
		そ の 他	582	1,640,464	1,142,957
		小 計	2,008	50,273,193	21,560,705
	農 地	613	5,038,239	829,271	
	計	2,621	55,311,432	22,389,976	
家 屋	木 造 家 屋	454,310	12,411,045	12,411,045	
	非 木 造 家 屋	279,030	12,974,592	12,969,989	
	計	733,340	25,385,637	25,381,034	
合 計				80,697,069	47,771,010

資料：平成21年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例 規定を受けるもの	左記以外のもの	
町長が価格等 を決定したもの	構 築 物	2,168,038	2,086,908	63,124	2,023,784
	機 械 及 び 装 置	1,519,019	1,512,272	10,016	1,502,256
	船 舶		0		
	航 空 機		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	14,405	14,405		14,405
	工 具、器 具 及 び 備 品	738,421	737,608	835	736,773
	調 整 額		0		
	小 計	4,439,883	4,351,193	73,975	4,277,218
法第 389 条関 係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	19,041,031	17,155,149		
	都道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,227,756	1,227,756		
	小 計	20,268,787	18,382,905		
法第743条第1項の規定により都道府県知事が価格等を決定したもの					
合 計		24,708,670	22,734,098		
内 訳	町 分 の 額		22,734,098		
	県 分 の 額				

資料：平成21年度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金の状況

(ア) 調定の状況

(単位：千円・団体)

区 分	価格	算定基準額	金額	団体数
交 付 金	1,683,872	384,292	5,380	2

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

区 分		国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計
		算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅に係るもの	1/6適用		206,611	2,893	2,893
		1/3適用				
		2/5適用		177,681	2,487	2,487
		住宅以外のもの				
計		0	0	384,292	5,380	5,380

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅及び住宅用地

資料：平成21年度概要調書第89表

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格（基準日：各年1月1日）

（単位：円/㎡）

所 在	16	17	18	19	20	21
中央台1丁目14-9	73,500	72,500	71,900	72,100	76,100	73,100
東酒々井一丁目1-217	69,300	67,200	65,600	66,200	67,200	64,600
酒々井字馬場95-2	39,100	37,100	35,500	34,700		
中川字苗代場328	64,600	62,000	60,900	60,400	62,400	60,200
本佐倉字北押出し263-196	45,900	44,400	43,100	41,800	41,600	38,800
馬橋字中之尾余673-3（調整区域）	35,400	31,800	28,800	27,500	24,800	23,100
下岩橋字作畑262-7	42,100	38,300	35,200	34,400	31,600	29,500
上本佐倉字中宿59-2	41,500	38,500	36,400	35,500	34,800	32,400

■ 県基準地価格（基準日：各年7月1日）

（単位：円/㎡）

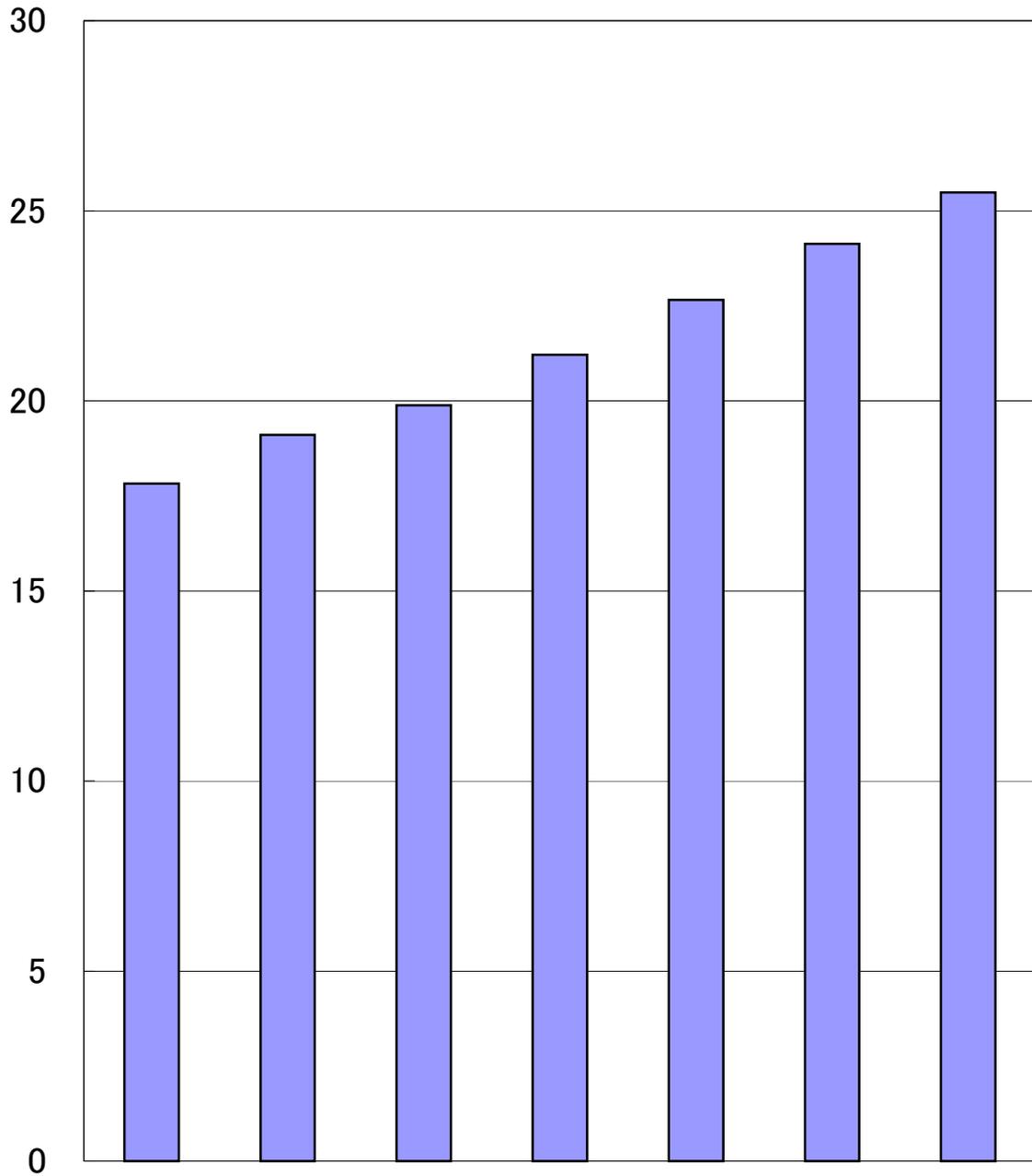
所 在	16	17	18	19	20	21
中央台2丁目14-10	69,000	68,300	68,000	68,300	70,000	68,600
上岩橋字岩崎348-5	56,600	54,600	53,000	52,200	52,200	50,600
東酒々井四丁目4-145	66,500	64,500	62,600	62,000	62,000	60,100
上本佐倉一丁目6-4	44,000	41,800	39,800	37,900	36,700	34,200
尾上字馬場354（調整区域）	12,000	11,100	10,500	10,000	9,700	9,200

■ 固定資産税基準地等評価額（平成21年1月1日）

基 準 地 の 所 在	評価額（円/㎡）
下台字熊野（町道02-009号線付近）	21,100
酒々井字下宿（県道宗吾酒々井線付近）	27,800
上本佐倉字中宿（町道02-011号線付近）	23,300
本佐倉北押出し（成城台団地）	28,500
本佐倉南押出し（町道3B-080号線付近）	17,300
馬橋字中之尾余（町道3B-141号線付近）	17,100
尾上字柳作（国道296号線付近）	14,500
墨字仲之尾余（町道3B-046号線付近）	6,900
中川字埜原谷津（国道51号線付近）	44,100
上岩橋字中川（町道02-005号線付近）	36,700
柏木字鶴巻（町道01-003号線付近）	13,800
下岩橋字溜ノ台（町道01-001号線付近）	29,800
伊篠字大日（国道51号線付近）	21,400
伊篠新田字瀬戸山（町道2B-010号線付近）	7,800
上本佐倉一丁目（国道51号線付近）	28,900
東酒々井一丁目（町道01-007号線付近）	56,700
東酒々井三丁目（町道2B-065号線付近）	41,500
東酒々井五丁目（町道01-007号線付近）	43,600
中央台1丁目（町道01-006号線付近）	62,500
中央台2丁目（町道02-008号線付近）	49,700
中央台4丁目（町道02-008号線付近）	46,900
ふじき野一丁目（町道2B-288号線付近）	37,100

(3) 軽自動車税

百万円



	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
決算額	17,819	19,104	19,886	21,213	22,656	24,128	25,485

(単位：千円)

1. 軽自動車税のあらまし

1. 納税義務者

町内に主たる定置場を有する軽自動車等の所有者
 (所有権留保付売買があった場合は、購入者が所有者となる。)

2. 課税客体

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車などの区分により年税額がそれぞれ確定する。

3. 税 率

	区 分	年税額	
原動機付自転車	ア、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	1,000円	
	イ、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	1,200円	
	ウ、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1,600円	
	エ、三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	2,500円	
小型特殊自動車及び	ア、二輪のもの(側車付のものを含む。)	2,400円	
	イ、三輪のもの	3,100円	
	ウ、四輪以上のもの	乗用のもの 営業用	5,500円
		乗用のもの 自家用	7,200円
	貨物のもの	営業用	3,000円
		自家用	4,000円
	エ、小型特殊自動車、農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車を含む。)	1,600円	
小型特殊 1,000cc以下	2,400円		
その他のもの	4,700円		
二輪の小型自動車		4,000円	

4. 納 税

- (1) 賦課期日：4月1日
- (2) 納 期：5月16日～6月2日
- (3) 徴収方法：口座振替及び納税通知書による普通徴収

2. 軽自動車税に関する調(定期分)

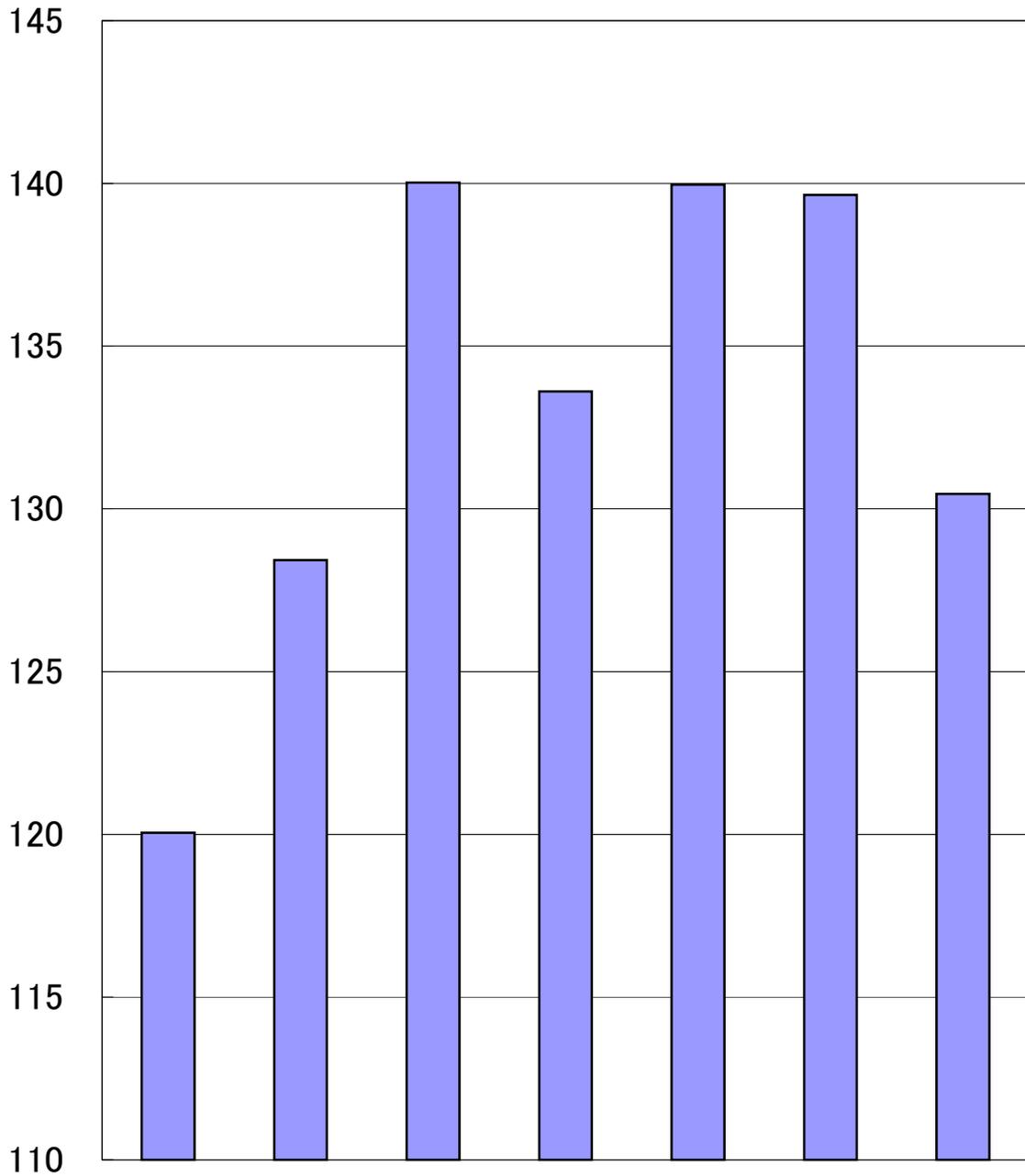
年 度		16					17					
		(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	
車 種		保 有	官 公	課税免	課 税		保 有	官 公	課税免	課 税		
		台 数	署 分	除台数	台 数		台 数	署 分	除台数	台 数		台 数
		(d)	(千円)	(d)	(千円)	(d)	(千円)	(d)	(千円)	(d)	(千円)	
原 動 機 付 自 転 車	5 0 cc 以下	1,291	2	0	1,289	1,289	1,277	0	0	1,277	1,277	
	ミ ニ カ ー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9 0 cc 以下	68	0	0	68	82	61	0	0	61	73	
	1 2 5 cc 以下	50	0	0	50	80	46	0	0	46	73	
	小 計	1,409	2	0	1,407	1,451	1,384	0	0	1,384	1,423	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二 輪 車	187	0	0	187	449	193	0	0	193	463	
	三 輪 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	四輪乗用	営業用	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5
		自家用	1,927	3	0	1,924	13,853	2,123	3	0	2,120	15,264
	四輪貨物	営業用	39	0	0	39	117	40	0	0	40	120
		自家用	879	4	0	875	3,500	880	4	0	876	3,504
	農 耕 用	207	0	0	207	331	201	0	0	201	322	
	小型特殊1,000cc以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特殊作業用	15	3	0	12	47	14	3	0	11	45	
小 計	3,254	10	0	3,244	18,297	3,452	10	0	3,442	19,723		
二輪の小型自動車		190	0	0	190	760	213	0	0	213	852	
合 計		4,853	12	0	4,841	20,508	5,049	10	0	5,039	21,998	
対前年比	税額 (%)	105.4%					104.1%					
	台数(d) (%)	103.1%					107.3%					

18					19					20				
(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額
保有 台数	官署 分	公課 除台数	税免 税台数 (d)	(千円)	保有 台数	官署 分	公課 除台数	税免 税台数 (d)	(千円)	保有 台数	官署 分	公課 除台数	税免 税台数 (d)	(千円)
1,275	0	0	1,275	1,275	1,290	0	0	1,290	1,290	1,246	0	0	1,246	1,246
7	0	0	7	18	8	0	0	8	20	7	0	0	7	18
57	0	0	57	68	54	0	0	54	65	53	0	0	53	64
49	0	0	49	78	48	0	0	48	77	57	0	0	57	91
1,388	0	0	1,388	1,439	1,400	0	0	1,400	1,452	1,363	0	0	1,363	1,419
212	0	0	212	509	227	0	0	227	545	238	0	0	238	571
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	2	11	3	0	0	3	16	4	0	0	4	22
2,321	3	0	2,318	16,690	2,500	1	0	2,499	17,993	2,717	1	0	2,716	19,555
44	0	0	44	132	43	0	0	43	129	48	0	0	48	144
892	4	0	888	3,552	914	3	0	911	3,644	911	3	0	908	3,632
194	0	0	194	310	186	0	0	186	298	184	0	0	184	294
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	3	0	14	52	18	3	0	15	54	21	3	0	18	61
3,682	10	0	3,672	21,256	3,891	7	0	3,884	22,679	4,123	7	0	4,116	24,279
211	0	0	211	844	214	0	0	214	856	215	0	0	215	860
5,281	10	0	5,271	23,539	5,505	7	0	5,498	24,987	5,701	7	0	5,694	26,558
107.0%					106.2%					106.3%				
104.6%					104.3%					103.6%				

各年4月1日現在

(4)町たばこ税

百万円



	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
決 算 額	120,048	128,426	140,024	133,610	139,959	139,643	130,461

(単位：千円)

1. 町たばこ税のあらまし

1. 納税義務者

たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業（株）や卸売販売業者などが納税義務者

2. 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

3. 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

4. 税 率

- (1) 紙巻たばこ等 1,000 本につき 3,298 円 (平成 18 年 6 月 30 日以前 2,977 円)
- (2) 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 1,564 円 (平成 18 年 6 月 30 日以前 1,412 円)
(エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの 6 銘柄)

5. 納 税

日本たばこ産業（株）や卸売販売業者等は、毎月 1 日から月末までの間の課税標準数量、税額などを申告して納税します。

2. 町たばこ税の推移

年度 項目	15	16	17	18	19	20
売渡本数 (千本)	251 44,631	261 47,040	251 44,881	338 43,859	386 42,348	364 39,616
税率	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000
税額 (千円)	353 127,932	368 140,040	353 133,611	528 139,167	604 139,664	570 130,656
合計税額(千円)	128,285	140,408	133,964	139,695	140,268	131,226
返還控除税額(千円)	410	384	354	634	626	765
差引調定額(千円)	127,875	140,575	133,610	139,061	140,540	130,461

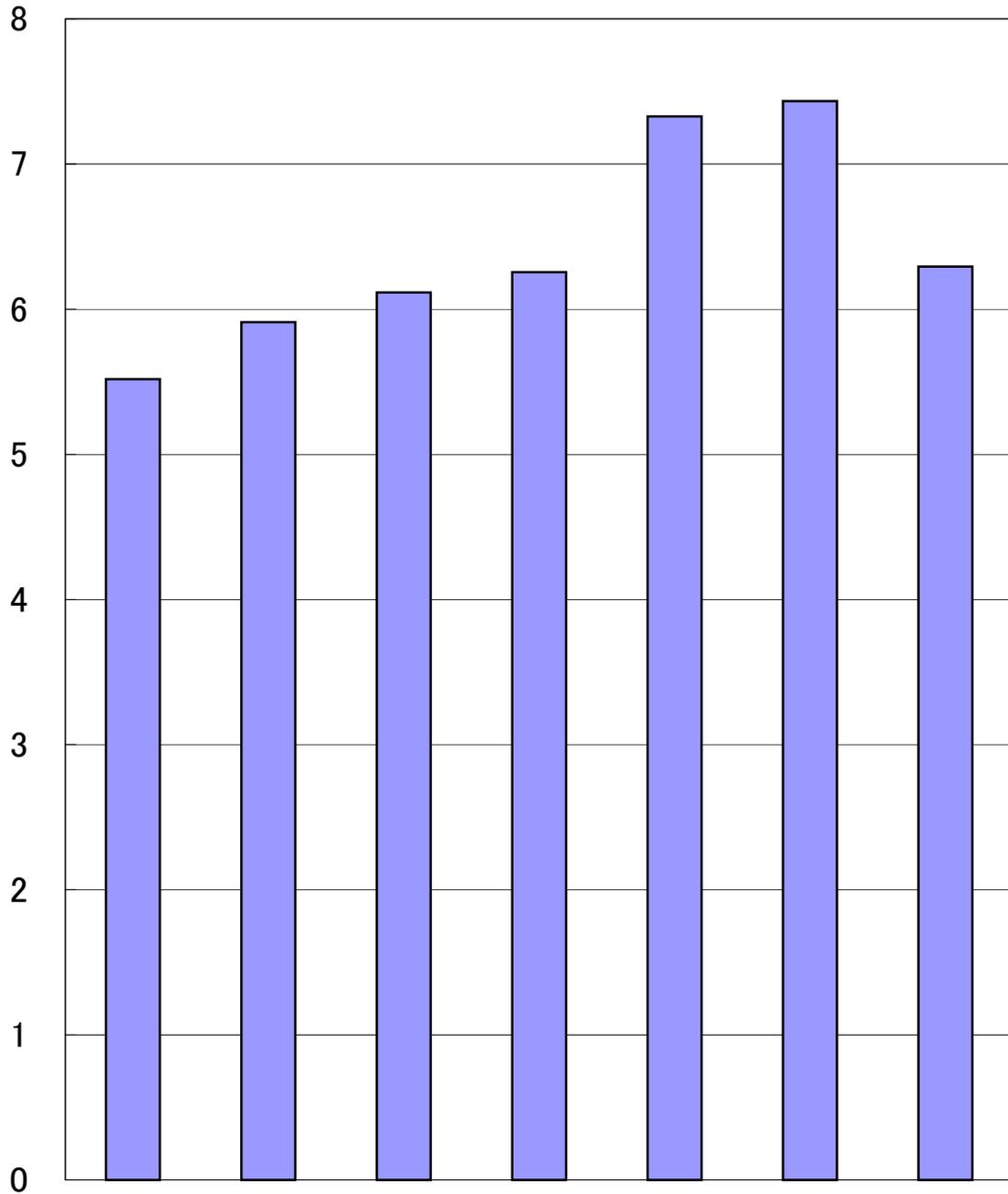
※ 項目の売渡本数、税率、税額欄の上段の数値は旧3級品のたばこ、下段のそれ以外の製造たばこ

※ 平成15年度の差引調定額は、手持品課税(551千円)を含む。

※ 平成18年度の差引調定額は、手持品課税(898千円)を含む。

(5) 国民健康保険税

億円



	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
決算額	551,797	591,040	611,496	625,465	732,771	743,282	629,212

(単位：千円)

1. 国民健康保険税のあらまし

1. 納税義務者

- ① 国民健康保険税は、町内に住所がある国民健康保険加入世帯の世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。
- ② 世帯主が社会保険等他の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。(擬制世帯主といいます。)

2. 税率等

国民健康保険加入世帯単位に計算し、基礎課税額(医療分)、後期高齢者医療支援金課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)のそれぞれの合計額が国民健康保険税額になります。

① 基礎課税額

加入者それぞれの所得、資産、加入者数に応じて計算した額に1世帯あたりの平等割額を合計した額です。

② 後期高齢者医療支援金課税額

加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額です。

③ 介護納付金課税額

加入者のうち介護保険第2号被保険者(年齢が40歳から65歳未満の方)のそれぞれの所得及び人数に応じて計算し合計した額です。

区 分	課 税 対 象		税 率 等		
			基礎課税額	後期高齢者医療支援金課税額	介護納付金課税額
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額(注)	×	5.6/100	2.7/100	1.4/100
資産割	今年度の土地・家屋に係る固定資産税額	×	25.0/100		
均等割	国保加入者数	×	23,000円	6,400円	13,000円
平等割	国保加入世帯1世帯当り		31,200円		
課税限度額			470,000円	120,000円	90,000円

3. 賦課期日 4月1日

4. 納期限等

① 普通徴収

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日

② 特別徴収(年金引き落とし)

時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
----	----	----	----	-----	-----	----

2. 国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移

区 分		年 度		
		17	18	
町の世帯数（世帯） A		8,499	8,686	
町の人口（人） B		21,361	21,587	
国保加入世帯数（世帯） C		3,839	3,949	
Cの被保険者数（人） D		7,453	7,562	
加入割合（％） C / A		45.17	45.46	
加入割合（％） D / B		34.89	35.03	
課税内訳	所得割総額（千円）	基礎	357,240	391,397
		支援金	—	—
		介護	18,013	27,984
	資産割総額（千円）	基礎	51,454	44,784
		基礎	134,507	195,281
	被保険者均等割総額（千円）	支援金	—	—
		介護	21,814	29,742
	世帯別平等割総額（千円）	基礎	78,228	105,294
	計（千円）	基礎	621,429	736,756
		支援金	—	—
介護		39,827	57,726	
税率	所得割	基礎	7.8/100	8.3/100
		支援金	—	—
		介護	0.8/100	1.4/100
	資産割	基礎	26.6/100	25.0/100
	被保険者均等割（円）	基礎	19,500	29,400
		支援金	—	—
		介護	9,000	13,000
世帯別平等割（円）	基礎	22,500	31,200	
課税限度額（円）	基礎	530,000	530,000	
	支援金	—	—	
	介護	70,000	90,000	
所得割の按分基礎		法第703条の4第6項の総所得金額（ただし書方式）		同 左
資産割の按分基礎		固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額		同 左

(単位：千円・%・世帯・人)

19	20	21
8,822	8,892	8,951
21,630	21,513	21,447
4,025	4,039	3,442
7,590	7,597	6,236
45.62	45.42	38.45
35.09	35.31	29.08
407,344	241,325	238,762
—	107,186	106,975
27,552	25,443	24,084
46,633	35,011	34,250
194,534	129,396	129,966
—	36,006	36,164
28,504	26,987	26,536
106,011	86,109	87,711
754,522	491,841	490,689
—	143,192	143,139
56,056	52,430	50,620
8.3/100	5.6/100	5.6/100
—	2.7/100	2.7/100
1.4/100	1.4/100	1.4/100
25.0/100	25.0/100	25.0/100
29,400	23,000	23,000
—	6,400	6,400
13,000	13,000	13,000
31,200	31,200	31,200
530,000	470,000	470,000
—	120,000	120,000
90,000	90,000	90,000
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

備考：本算定税率試算時の数値より
：平成12年4月1日より介護保険施行
：平成20年4月1日より後期高齢者支援金施行

3. 国民健康保険税決算額の推移

税目	年度 区分	17					18				
		調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	453,487	401,685	88.6	94.3	基礎	511,599	443,573	86.7	110.4
		介護	27,875	23,669	84.9	90.3	介護	39,238	32,464	82.7	137.2
	滞	基礎	174,413	24,989	14.3	102.8	基礎	178,501	24,106	13.5	96.5
		介護	13,510	1,735	12.8	112.4	介護	14,321	1,764	12.3	101.7
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	165,106	162,047	98.1	130.2	基礎	216,410	212,092	98.0	130.9
		介護	10,639	10,442	98.1	134.5	介護	16,367	16,010	97.8	153.3
	滞	基礎	4,493	869	19.3	80.8	基礎	6,216	2,586	41.6	297.6
		介護	352	29	8.2	58.0	介護	449	176	39.2	606.9
小計	現	657,107		597,843	91.0	102.3	783,614		704,139	89.9	117.8
	滞	192,768		27,622	14.3	102.4	199,487		28,632	14.4	103.7
合計	計	849,875		625,465	73.6	102.3	983,101		732,771	74.5	117.2

4. 平成20年度国民健康保険税の決算状況

税目	区分	予算額	調定額	収入済額	
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	365,500,000	439,246,604	381,864,581
		支援金	105,400,000	125,134,444	109,628,393
	滞	基礎	29,400,000	213,360,549	35,422,398
		介護	2,600,000	19,933,710	3,280,391
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	40,740,000	43,086,548	41,312,439
		支援金	12,610,000	13,542,404	12,966,182
	滞	基礎	2,280,000	9,570,378	2,629,858
		介護	144,000	632,233	230,190
小計	現	564,350,000	670,327,500	587,649,330	
	滞	34,424,000	243,496,870	41,562,837	
合計	計	598,774,000	913,824,370	629,212,167	

(単位：千円・%)

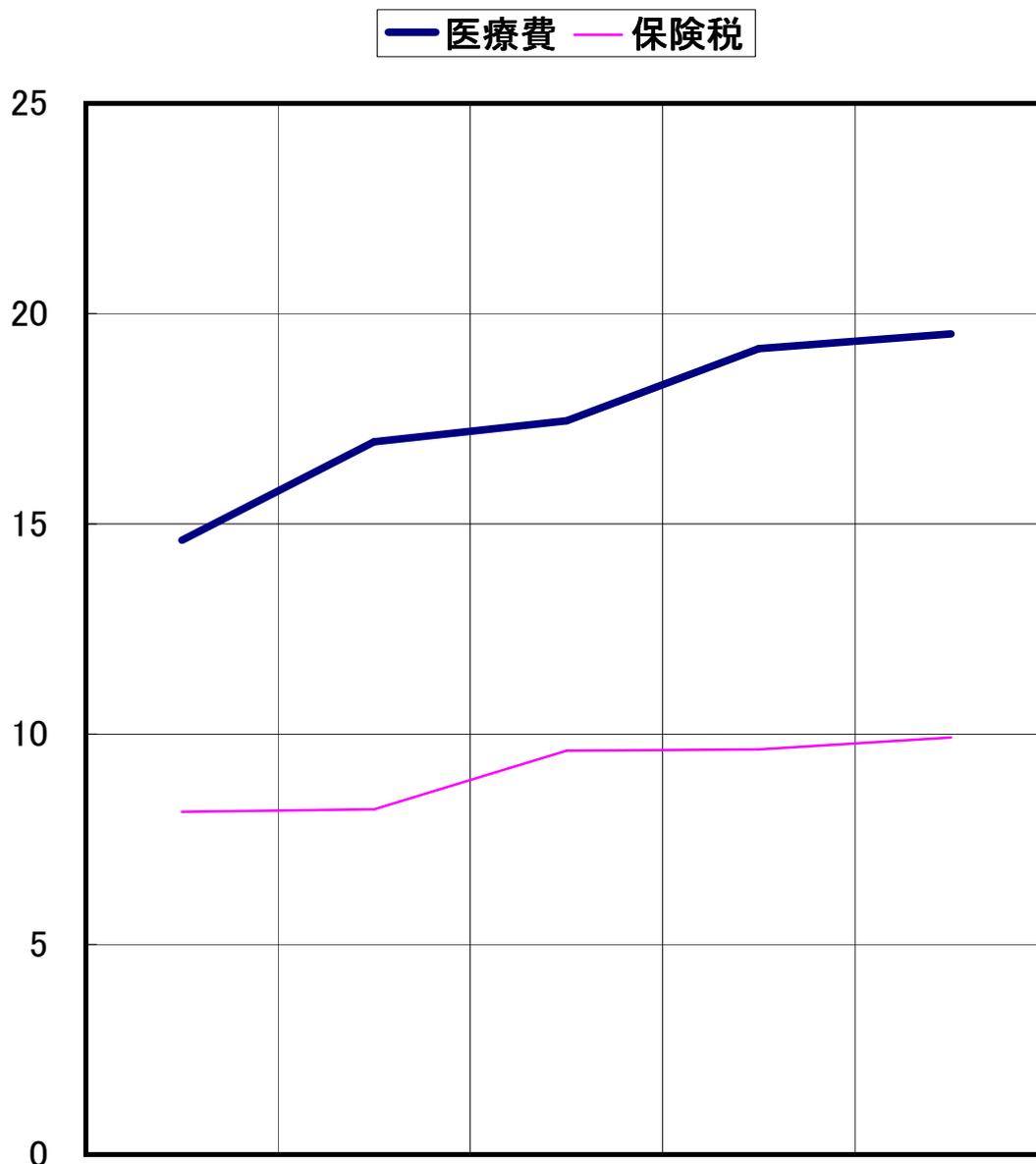
19					20					平成21年度 当初予算額	
調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比		
基礎	495,339	427,002	86.2	96.3	基礎	439,247	381,865	86.9	89.4	基礎	379,112
					支援金	125,134	109,628	87.6		支援金	108,426
介護	37,642	30,375	80.7	93.6	介護	38,540	31,573	81.9	103.9	介護	30,528
基礎	198,132	33,809	17.1	140.3	基礎	213,361	35,422	16.6	104.8	基礎	28,379
										支援金	2,319
介護	17,204	2,782	16.2	157.7	介護	19,934	3,280	16.5	117.9	介護	2,062
基礎	236,918	231,959	97.9	109.4	基礎	43,087	41,312	95.9	17.8	基礎	40,924
					支援金	13,542	12,966	95.7		支援金	12,573
介護	14,865	14,506	97.6	90.6	介護	10,777	10,305	95.6	71.0	介護	8,645
基礎	7,696	2,581	33.5	99.8	基礎	9,570	2,630	27.5	101.9	基礎	2,008
										支援金	96
介護	597	264	44.2	150.0	介護	632	230	36.4	87.1	介護	192
	784,764	703,842	89.7	100.0		670,327	587,649	87.7	83.5		580,208
	223,629	39,436	17.6	137.7		243,497	41,563	17.1	105.4		35,056
	1,008,393	743,278	73.7	101.4		913,824	629,212	68.9	84.7		615,264

(単位：円・%)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成19年度収納率	平成18年度収納率
27,100	57,354,923	86.94	86.20	86.70
3,200	15,502,851	87.61	0.00	0.00
0	6,967,745	81.92	80.69	82.73
20,128,529	157,809,622	16.60	17.06	13.50
1,517,741	15,135,578	16.46	16.17	12.32
0	1,774,109	95.88	97.90	98.00
0	576,222	95.75	0.00	0.00
0	472,020	95.62	97.58	97.81
0	6,940,520	27.48	33.53	41.59
0	402,043	36.41	44.33	39.29
30,300	82,647,870	87.67	89.68	89.85
21,646,270	180,287,763	17.07	17.63	14.35
21,676,570	262,935,633	68.85	73.71	74.54

5. 国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移

万円



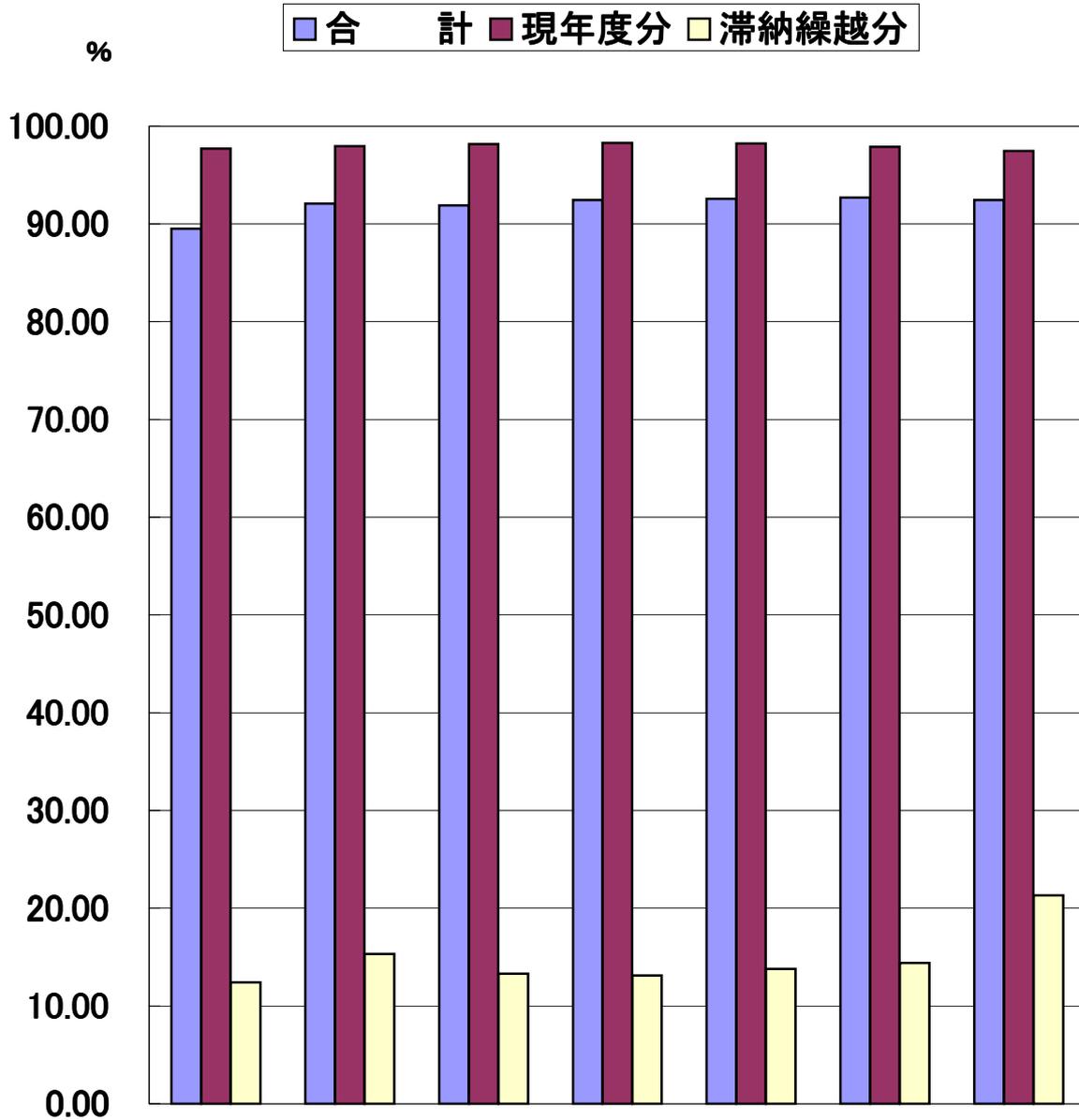
(単位: 円)

年度 区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
医療費	146,077	169,516	174,520	191,647	195,198
保険税	81,523	82,106	96,043	96,396	99,171

※ 医療費は、一部負担金を除いた値。
 保険税は、医療給付費現年調定額をそれぞれ平均被保険者数で除した値。

Ⅳ 徴 収

（ 一 般 会 計 ）



	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成20年度
合 計	89.51	92.08	91.90	92.44	92.56	92.68	92.45
現 年 度 分	97.72	97.95	98.17	98.29	98.22	97.88	97.46
滞 納 繰 越 分	12.41	15.31	13.31	13.11	13.80	14.41	21.31

(単位：%)

1. 町税口座振替状況調

(単位：人・件・%)

年度	区分 税目	納税義務者数 (A)	口座振替依頼数 (B)	口座振替加入率 (B) / (A)	口座振替依頼数 対前年比
平成 19 年度	町・県民税 (普通徴収)	4,966	1,003	20.20	105.03
	固定資産税 都市計画税	8,692	3,228	37.14	102.64
	軽自動車税	5,498	680	12.37	96.87
	国民健康 保険税	4,175	1,542	36.93	101.11
	計	23,331	6,453	27.66	101.99
平成 20 年度	町・県民税 (普通徴収)	5,011	1,041	20.77	103.79
	固定資産税 都市計画税	8,730	3,300	37.80	102.23
	軽自動車税	5,847	694	11.87	102.06
	国民健康 保険税	3,564	1,189	33.36	77.11
	計	23,152	6,224	26.88	96.45

2. 町税口座振替納付状況調

(単位：円・%)

年度	区分 税目	税収入額 (A)	口座振替納付税額 (B)	口座振替納付税額 の割合 (B) / (A)	口座振替納付税額 対前年比
平成 19 年度	町・県民税 (普通徴収)	639,143,200	162,107,100	25.36	159.91
	固定資産税 都市計画税	1,165,542,130	345,707,500	29.66	104.87
	軽自動車税	23,564,800	2,755,900	11.69	100.38
	国民健康 保険税	703,842,942	311,623,500	44.27	101.61
	計	2,532,093,072	822,194,000	32.47	111.04
平成 20 年度	町・県民税 (普通徴収)	621,958,310	168,411,132	27.08	103.89
	固定資産税 都市計画税	1,179,971,000	448,334,700	38.00	129.69
	軽自動車税	24,933,400	2,883,700	11.57	104.64
	国民健康 保険税	551,043,030	238,039,700	43.20	76.39
	計	2,377,905,740	857,669,232	36.07	104.31

3. 督促状発送状況の推移

1. 町民税

(単位：件・%)

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
16	44,122	3,311	7.50
17	45,964	3,452	7.51
18	48,165	3,757	7.80
19	49,016	4,114	8.39
20	49,379	4,364	8.84

2. 固定資産税・都市計画税

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
16	33,139	4,005	12.09
17	33,789	4,005	11.85
18	34,117	3,823	11.21
19	34,667	4,135	11.93
20	34,788	4,089	11.75

3. 軽自動車税

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
16	4,789	1,133	23.66
17	4,996	1,153	23.08
18	5,212	1,115	21.39
19	5,451	1,216	22.31
20	5,649	1,280	22.66

4. 国民健康保険税

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
16	30,185	7,016	23.24
17	31,284	6,987	22.33
18	31,677	6,803	21.48
19	32,063	6,892	21.50
20	24,390	6,255	25.65

4. 不納欠損額の推移

(単位：人・円)

税 目		16		17		18		19		20	
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
町 民 税	現年課税分	1	14,130	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	152	10,581,752	157	11,987,870	161	10,157,855	118	7,434,542	112	6,139,405
個 人	現年課税分	1	14,130	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	142	10,100,652	148	11,474,870	155	9,790,355	113	7,204,442	104	5,779,405
法 人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	10	481,100	9	513,000	6	367,500	5	230,100	8	360,000
固 定 資 産 税	現年課税分	3	329,996	0	0	0	0	0	0	1	832,733
	滞納繰越分	138	12,267,372	132	7,742,256	116	7,460,322	126	11,058,544	136	23,445,795
軽 自 動 車 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	41	197,585	50	258,000	53	303,200	43	259,400	40	399,200
都 市 計 画 税	現年課税分	(3)	30,104	0	0	0	0	0	0	1	75,967
	滞納繰越分	(138)	1,154,002	132	726,748	116	688,780	126	1,016,119	136	2,170,805
特 別 土 地 保 有 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	現年課税分	4	374,230	0	0	0	0	0	0	1	908,700
	滞納繰越分	331	24,200,711	339	20,714,874	330	18,610,157	287	19,768,605	288	32,155,205
国 民 健 康 保 険 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30,300
	滞納繰越分	225	23,391,300	224	22,496,305	218	22,300,199	188	18,710,300	200	21,646,270
合 計	現年課税分	4	374,230	0	0	0	0	0	0	2	939,000
	滞納繰越分	556	47,592,011	563	43,211,179	548	40,910,356	475	38,478,905	488	53,801,475

5. 滞納繰越収納状況の推移

税 目		年 度		16				17			
		調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比		
町 民 税	個 人	77,464	8,149	10.5	79.6	72,919	8,616	11.8	105.7		
	法 人	3,178	430	13.5	170.0	3,261	360	11.0	83.7		
	小 計	80,642	8,579	10.6	81.8	76,180	8,976	11.8	104.6		
固 資 産 定 税	土 地	44,594	6,770	15.2	90.1	40,933	5,724	14.0	84.5		
	家 屋	55,048	8,357	15.2	100.6	55,863	7,812	14.0	93.5		
	償却資産	0	0	-	-	0	0	-	-		
	小 計	99,642	15,127	15.2	95.6	96,796	13,536	14.0	89.5		
軽 自 動 車 税		2,040	387	19.0	72.3	2,172	375	17.3	96.9		
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0		0	0	0.0			
都 計 画 市 税	土 地	4,842	738	15.2	87.8	4,424	652	14.7	88.3		
	家 屋	4,334	660	15.2	104.9	4,460	583	13.1	88.3		
	小 計	9,176	1,398	15.2	95.1	8,884	1,235	13.9	88.3		
計（一般会計分）		191,500	25,491	13.3	90.0	184,032	24,122	13.1	94.6		
国 民 健 康 税 保 險 税	一 般	180,869	25,860	14.3	104.6	187,923	26,723	14.2	103.3		
	退 職	5,968	1,125	18.9	106.8	4,845	898	18.5	79.8		
	小 計	186,837	26,985	14.4	104.7	192,768	27,621	14.3	102.4		
合 計		378,337	52,476	13.9	97.0	376,800	51,743	13.7	98.6		

(単位：千円・%)

18				19				20			
調定額	収入済額	収納率	収入額対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対前年比
66,491	9,311	14.0	108.1	67,953	10,344	15.2	111.1	81,041	14,318	17.7	138.4
4,313	1,478	34.3	410.6	3,347	1,206	36.0	81.6	2,769	658	23.8	54.6
70,804	10,789	15.2	120.2	71,300	11,550	16.2	107.1	83,810	14,976	17.9	129.7
42,587	5,547	13.0	96.9	41,055	5,354	13.0	96.5	39,263	9,465	24.1	176.8
55,464	7,226	13.0	92.5	57,249	7,466	13.0	103.3	57,254	13,803	24.1	184.9
0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
98,051	12,773	13.0	94.4	98,304	12,820	13.0	100.4	96,517	23,268	24.1	181.5
2,339	513	21.9	136.8	2,558	563	22.0	109.7	2,880	552	19.2	98.0
0	0	0.0		0	0	0.0		0	0	0.0	
4,574	406	8.9	62.3	4,389	573	13.1	141.1	4,241	1,024	24.1	178.7
4,419	392	8.9	67.2	4,598	600	13.0	153.1	4,577	1,106	24.2	184.3
8,993	798	8.9	64.6	8,987	1,173	13.1	147.0	8,818	2,130	24.2	181.6
180,187	24,873	13.8	103.1	181,149	26,106	14.4	105.0	192,025	40,926	21.3	156.8
192,821	25,870	13.4	96.8	215,337	36,592	17.0	141.4	233,294	38,703	16.6	105.8
6,666	2,762	41.4	307.6	8,294	2,846	34.3	103.0	10,203	2,860	28.0	100.5
199,487	28,632	14.4	103.7	223,631	39,438	17.6	137.7	243,497	41,563	17.1	105.4
379,674	53,505	14.1	103.4	404,780	65,544	16.2	122.5	435,522	82,489	18.9	125.9

6. 平成20年度還付金調

(単位：円・件)

税目	区分	現年(歳入)						過年(歳出)						合計					
		還付通知済額		支出済額		未済額		還付通知済額		支出済額		未済額		還付通知済額		支出済額		未済額	
町 県 民 税	本 税	2,584,700	143	2,584,700	143	0	0	17,845,364	552	17,845,364	552	0	0	20,430,064	695	20,430,064	695	0	0
	加算金	0	0	0	0	0	0	12,400	9	12,400	9	0	0	12,400	9	12,400	9	0	0
	小 計	2,584,700	143	2,584,700	143	0	0	17,857,764	561	17,857,764	561	0	0	20,442,464	704	20,442,464	704	0	0
法 人 町 民 税	本 税	787,300	9	787,300	9	0	0	1,613,500	25	1,613,500	25	0	0	2,400,800	34	2,400,800	34	0	0
	加算金	16,900	4	16,900	4	0	0	30,100	8	30,100	8	0	0	47,000	12	47,000	12	0	0
	小 計	804,200	13	804,200	13	0	0	1,643,600	33	1,643,600	33	0	0	2,447,800	46	2,447,800	46	0	0
固 定 資 産 税	本 税	1,002,000	42	1,002,000	42	0	0	100,400	9	100,400	9	0	0	1,102,400	51	1,102,400	51	0	0
	加算金	0	0	0	0	0	0	15,000	4	15,000	4	0	0	15,000	4	15,000	4	0	0
	小 計	1,002,000	42	1,002,000	42	0	0	115,400	13	115,400	13	0	0	1,117,400	55	1,117,400	55	0	0
軽自動車税	本 税	89,400	15	89,400	15	0	0	28,800	4	21,600	3	7,200	1	118,200	19	111,000	18	7,200	1
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	89,400	15	89,400	15	0	0	28,800	4	21,600	3	7,200	1	118,200	19	111,000	18	7,200	1
特 別 土 地 税 保 有 税	本 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	本 税	4,463,400	209	4,463,400	209	0	0	19,588,064	590	19,580,864	589	7,200	1	24,051,464	799	24,044,264	798	7,200	1
	加算金	16,900	4	16,900	4	0	0	57,500	21	57,500	21	0	0	74,400	25	74,400	25	0	0
	小 計	4,480,300	213	4,480,300	213	0	0	19,645,564	611	19,638,364	610	7,200	1	24,125,864	824	24,118,664	823	7,200	1
国 民 健 康 税 保 険 税	本 税	4,217,200	218	4,178,800	215	38,400	3	2,262,900	33	2,262,900	33	0	0	6,480,100	251	6,441,700	248	38,400	3
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	4,217,200	218	4,178,800	215	38,400	3	2,262,900	33	2,262,900	33	0	0	6,480,100	251	6,441,700	248	38,400	3

7. 平成21年度納期一覧表

月 別	税 目	期 別	納 期 限
平成21年 4月	○ 固定資産・都市計画税	1期	4月30日
5月	◎ 軽自動車税	全期	6月1日
6月	□ 町 県 民 税	1期	6月30日
7月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	2期 1期	7月31日
8月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	2期 2期	8月31日
9月	☆ 国民健康保険税	3期	9月30日
10月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	3期 4期	11月2日
11月	☆ 国民健康保険税	5期	11月30日
12月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	3期 6期	12月25日
平成22年 1月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	4期 7期	2月1日
2月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	4期 8期	3月1日

V そ の 他

1. 税務証明書等の取扱件数

(単位：件)

種 類		年 度				
		16	17	18	19	20
有 料	所 得 証 明	786	727	833	848	737
	課 税 証 明	650	703	802	796	820
	非 課 税 証 明	1,617	1,248	1,500	1,505	1,539
	住 民 税 決 定 証 明	31	30	15	23	7
	車 庫 証 明	0	0	0	0	0
	評 価 証 明	613	542	548	596	462
	資 産 証 明	3	1	5	81	2
	公 課 証 明	132	127	186	155	151
	納 税 証 明	377	407	386	385	477
	閱 覧	493	390	372	287	294
	住 宅 用 家 屋 証 明	213	161	175	96	83
	そ の 他	95	143	9	36	116
小 計	5,010	4,479	4,831	4,808	4,688	
無 料	標 識 交 付	274	309	303	260	263
	廃 車 申 告	301	316	289	243	264
	軽 自 納 税 証 明	331	352	348	347	375
	そ の 他	421	548	294	261	377
小 計	1,327	1,525	1,234	1,111	1,279	
合 計	6,337	6,004	6,065	5,919	5,967	

※ 「所得証明」には、児童手当用も含む。

2. 町税徴収経費の推移(一般会計)

区 分		年 度		
		16	17	
収 入 額	町 税 (A)	2,383,044	2,476,544	
	県 民 税	355,115	383,891	
	合 計 (B)	2,738,159	2,860,435	
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	52,111	52,814
		諸 手 当	33,642	31,579
		(1) 超過勤務手当	3,867	3,036
		(2) 税務特別手当	0	0
		(3) その他の手当	29,775	28,543
		そ の 他	10,559	10,859
		小 計	96,312	95,252
	需 用 費	旅 費	28	15
		賃 金	586	676
		そ の 他	24,373	21,624
		小 計	24,987	22,315
	報 奨 金 等	納税貯蓄組合補助金	0	0
		納期前納付報奨金	0	0
		納 税 奨 励 金	0	0
		そ の 他	0	0
		小 計	0	0
	そ の 他		26,209	24,432
	合 計 (C)		147,508	141,999
	県 民 税 徴 収 取 扱 費 (D)		25,893	27,227
	(C) - (D) (E)		121,615	114,772
	税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(C) / (B)	5.4	5.0
(E) / (A)		5.1	4.6	
町 税 職 員 数		16	16	
職 員 一 人 当 り の 人 件 費 (F)		6,020	5,953	

(単位：千円・%・人)

18	19	20	21
2,484,901	2,695,131	2,699,668	2,604,695
438,441	832,736	852,370	797,542
2,923,342	3,527,867	3,552,038	3,402,237
50,622	47,248	53,687	48,348
26,129	27,913	26,244	23,165
2,758	1,946	0	0
0	0	0	0
23,371	25,967	26,244	23,165
10,544	10,456	12,539	12,538
87,295	85,617	92,470	84,051
6	7	0	0
715	757	692	900
20,291	20,887	21,317	21,067
21,012	21,651	22,009	21,967
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
23,325	24,387	46,870	43,287
131,632	131,655	161,349	149,305
29,374	48,387	51,614	37,525
102,258	83,268	109,735	111,780
4.5	3.7	4.5	308.8
4.1	3.1	4.1	4.3
16	16	16	15
5,456	5,351	5,779	5,603

資料：課税状況等調書第39表（平成21年度は当初予算）

平成21年度
税 務 概 要

発 行 平成21年10月
編 集 酒々井町税務課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11
電 話 043(496)1171
FAX 043(496)4541
E-mail zeimu@town.shisui.chiba.jp